

2026年 7 月22日

各 位

会 社 名 D e l t a - F l y P h a r m a 株式会社
代表者名 代表取締役社長 江 島 清
(コード：4598 東証グロース)
問合せ先 取締役管理部門担当 黒 滝 健 一
<https://www.delta-flypharma.co.jp/ir/ircontact/>

**第三者割当による第12回新株予約権（行使価額修正条項付）及び
第 3 回無担保社債（私募債）の発行並びに新株予約権の買取契約の締結に関するお知らせ**

当社は、2026年 7 月22日開催の取締役会において、第三者割当の方法による第12回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）及び第 3 回無担保社債（以下「本社債」といいます。）を発行すること並びに本新株予約権の買取契約（以下「本買取契約」といいます。）を EVO FUND（以下「割当予定先」又は「EVO FUND」といいます。）との間で締結することを決議いたしましたので、その概要につき以下のとおりお知らせいたします。なお、当社がマッコーリー・バンク・リミテッドに対して2024年10月に発行した第 9 回新株予約権及び2026年 2 月に発行した第11回新株予約権については、本日付で2026年 7 月29日に取得の上、同月31日に消却することを決議しております。詳細は本日付で公表の「第三者割当による行使価額修正条項付第 9 回及び第11回新株予約権の取得及び消却に関するお知らせ」をご参照ください。

1. 募集の概要

(1) 割 当 日	2026 年 8 月 7 日
(2) 新株予約権の総数	100,000 個
(3) 発 行 価 額	総額 1,400,000 円（新株予約権 1 個当たり 14 円）
(4) 当該発行による 潜在株式数	10,000,000 株（新株予約権 1 個につき 100 株） 上限行使価額はありません。 本新株予約権の下限行使価額（下記「(6) 行使価額及び行使価額の修正条件」において定義します。）は 64 円（但し、本新株予約権の発行要項第 11 項の規定による調整を受けます。）ですが、下限行使価額においても潜在株式数は、10,000,000 株です。
(5) 資金調達額	1,271,400,000 円（差引手取概算額：1,246,400,000 円） (注) (内訳) 新株予約権発行による調達額：1,400,000 円 新株予約権行使による調達額：1,270,000,000 円
(6) 行使価額及び 行使価額の修正 条件	当初行使価額は127円です。 (1) 行使価額は、割当日の 2 営業日（株式会社東京証券取引所（以下「取引所」といいます。）において売買立会が行われており、かつ東京において一般に銀行が営業を行っている日をいいます。）後に初回の修正がなされ、以後 1 営業日が経過する毎に修正が行われます（以下、かかる修正が行われる日を、個別に又は総称して「修正日」といいます。）。本規定に基づく修正が行われる場合、行使価額は、修正日に、当該修正日に先立つ 3 連続営業日（以下「価格算定期間」といいます。）の各営業日（但し、終値が存在しない日を除きます。）において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値のうち最も低い値の 100%に相当する金額（以下「修正後行使価額」といいます。）に修正されます。但し、かかる算出の結果、修正後

ご注意：この文書は、当社の新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

	行使価額が下限行使価額を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とします。また、いずれかの価格算定期間内の営業日において本新株予約権の発行要項第11項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該価格算定期間内の各営業日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値は当該事由を勘案して調整されます。 (2) 上記第(1)号にかかわらず、①当社普通株式に係る株主確定日等の直前営業日(当日を含みます。)から当該株主確定日等(当日を含みます。)までの株式会社証券保管振替機構の事務上の理由により本新株予約権の行使ができない期間(以下「株主確定期間」といいます。但し、株式会社証券保管振替機構が当該期間を変更した場合は、変更後の期間とします。)、及び②当該株主確定期間の末日の翌営業日においては、行使価額の修正は行わないものとし、その場合、次に行使価額の修正が行われるのは当該株主確定期間の末日の翌々営業日後(当日を含みます。)の日とし、当該日以降、1営業日が経過する毎に、上記第(1)号に準じて行使価額は修正されます。 (3) 上記第(1)号及び第(2)号にかかわらず、本新株予約権の行使が制限超過行使(下記「2. 募集の目的及び理由(2) 資金調達方法の概要及び選択理由 <本新株予約権>② 制限超過行使の禁止」に定義します。)に該当する場合であって、上記第(1)号及び第(2)号の計算によると当該行使に係る行使価額が2026年7月22日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値(本新株予約権の発行後に当社普通株式の分割等が行われた場合には公正かつ合理的な調整を行います。)(以下「発行決議日終値」といいます。))を下回ることとなる場合、当該行使に係る行使価額は発行決議日終値と同額に修正されます。 (4) 本新株予約権の行使価額の下限(以下「下限行使価額」といいます。))は、当初64円とする。下限行使価額は本新株予約権の発行要項第11項の規定を準用して調整されます。
(7) 行使期間	2026年8月10日から2028年8月10日まで
(8) 募集又は割当方法 (割当予定先)	EVO FUND に対して第三者割当の方法によって割り当てます。
(9) その他	(1) 当社は、割当予定先との間で、本日付で、割当予定先が本新株予約権を譲渡する場合には当社取締役会による承認を要すること等を規定する本買取契約を締結いたします。 (2) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日から1ヶ月を経過した日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って、当社取締役会が定めた本新株予約権を取得する日(以下「取得日」といいます。)の2週間以上前に本新株予約権に係る新株予約権者(以下「本新株予約権者」といいます。))又は本新株予約権者の関係会社に通知することにより(但し、通知が当該日の16時までに本新株予約権者又は本新株予約権者の関係会社に到達しなかった場合、かかる通知は翌営業日に行われたものとして取り扱われます。)、本新株予約権1個当たりの払込金額

ご注意：この文書は、当社の新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

	と同額（対象となる本新株予約権の個数を乗じて1円未満の端数が生じたときはこれを四捨五入します。）で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。本新株予約権の一部を取得する場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとします。 (3) 上記「(7) 行使期間」欄で定める本新株予約権の行使期間の末日において本新株予約権が残存している場合には、当社は、当該末日に残存する本新株予約権の全てを本新株予約権1個当たりの払込金額と同額（対象となる本新株予約権の個数を乗じて1円未満の端数が生じたときはこれを四捨五入します。）で取得します。
--	---

(注) 本新株予約権に係る調達資金の額は、本新株予約権の発行価額の総額に、当初行使価額に基づき全ての本新株予約権が行使されたと仮定して算出した本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額を合算した額から、本新株予約権の発行に係る諸費用の概算額（25,000,000円）を差し引いた金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、当該調達資金の額は変動いたします。

2. 募集の目的及び理由

(1) 募集の目的

当社は、“「がん」だけを見ることなく、「がん患者」の全体を診ることにより、安心して家族のがん患者に勧められる治療法を提供すること”を企業理念としております。この企業理念の実現のため、当社は、独自の「モジュール創薬」に基づく、抗がん剤の研究開発を行います。モジュール創薬は、既存の抗がん剤等を「モジュール」（構成単位）として利用し、創意工夫（用法用量・結合様式等）を加えて「アセンブリ」（組み立て）することで臨床上的有効性と安全性のバランスを向上させた新規抗がん剤を創製する方法です。当社は、「モジュール創薬」に基づき創製した新規抗がん剤の製造販売承認により、がん患者のQOL（Quality of Life）向上に寄与することを目指しております。当社は、中長期的に新規抗がん剤の研究開発を着実に推進するとともに、提携パートナーを開拓してライセンス契約を締結し、承認を取得して製品販売による安定的な収益源を確保してまいります。

当社の開発パイプラインは、DFP-10917+ベネトクラクス（注）（以下「VEN」といいます。）の併用、DFP-10917、DFP-14323、DFP-14927、DFP-17729及びDFP-11207が臨床試験段階にあり、DFP-10825は次臨床試験に向けた準備の検討を進めております。日本国内や米国、欧州及びアジア等の各地域での提携パートナーとライセンス契約を締結し、それぞれの地域において承認を取得していく予定です。

現在、当社のパイプラインであるDFP-10917+VENの併用は、VENの治療前歴（1回）のある急性骨髄性白血病（AML）の患者を対象に、米国においてDFP-10917とVENとの併用療法の臨床第1/2相試験が許可され、2025年2月に第1相試験の忍容性がデータ評価委員会（DMC）で承認され第2相部分第1段階に移行し、2025年8月に第2段階へ進み、2025年12月には、第2相試験の目標症例登録が完了いたしました。効果判定に必要な一定期間のフォローアップ後、データモニタリング委員会（DMC）で有効性と安全性を判定し、米国食品医薬品局（FDA）の第2相終了時相談を実施し、臨床第3相試験の準備を開始する予定です。従って、第1/2相試験のフォローアップ費用、第3相試験の費用が必要ですが、第11回新株予約権の調達額未充当残高は5月時点で141百万円であるため、第11回新株予約権の行使が想定どおりに進まず、取得・消却を行うことを踏まえ、2026年12月から2028年7月までの治験研究費として、現状の資金状況を鑑み資金確保が必要と判断しました。

DFP-14323は、医薬品として承認・販売されているウベニメクスの適応追加を目的とした開発品で、ウベニメクスの抗腫瘍免疫能の活性化作用と癌幹細胞の抑制作用に着目し、常量よりも低い用量で単剤又は抗がん剤及び分子標的治療薬等との併用により、がん患者の免疫機能を改善し、末期又は高齢の肺がん等患者の治療が期待できることが特徴です。これまで日本国内における臨床第3相試験（大規模比較試験）の症例登録を、全国の主要基幹病院約30施設において進めております。そのため治験研究費に向けた関連費用等として、主に被験者の治療関連費用、医療施設

ご注意：この文書は、当社の新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

への追加の研究費、委託会社への追加の治験委託費等を賄うための研究開発費に充当する方針であり、DFP-14323の臨床第3相試験への追加投資を行うものであります。臨床第3相試験は長期間継続を伴うため試験研究費及び治験委託費等が必要となり、第10回新株予約権での調達残高を先行して充当してまいります。第10回新株予約権の調達額未充当残高は5月時点で262百万円であり、現在の試験費用として、2027年1月頃に全て充当される予定となり使用期間を変更いたしました。また、試験継続をするために資金の確保をする必要性から、2028年5月までの治験研究費として、現状の資金状況を鑑み追加の資金確保が必要と判断しました。

DFP-11207は、抗がん作用を有する5-フルオロウラシル(5-FU)の作用と薬物動態をコントロールする3つのモジュール化された活性物質(モジュールⅠ、Ⅱ、Ⅲ)をアセンブリ(結合)した化合物であり、既存の5-FU系抗がん剤と比較して、有効性と安全性のバランスを改善していることが特徴です。それにより、がん患者の生存期間の延長やQOL(Quality of Life:生活の質)の改善に寄与することが期待されます。

日本において、一般社団法人日本肝胆膵オンコロジーネットワーク(代表理事・理事長:古瀬純司)と共同でDFP-11207(経口剤)について、胆道がんに対する医師主導治験(臨床第1/2相試験)を主要基幹病院3施設で開始しております。そのため治験研究費に向けた費用等として、主に被験者の治療関連費用、委託会社への治験委託費等を賄うための研究開発費に充当する方針であり、DFP-11207の医師主導治験(臨床第1/2相試験)への追加投資を行うものであります。医師主導治験を継続に行うため、試験研究費及び治験委託費等が必要であり、第7回新株予約権での調達残高を先行して充当してまいります。第7回新株予約権の調達額未充当残高は5月時点で134百万円であるため、2029年3月期までの治験研究費として、現状の資金状況を鑑み追加の資金確保が必要と判断しました。

創業ベンチャー企業である当社にとっては、保有しているパイプラインの研究開発を並行して行っていくために、研究開発体制の強化と研究開発資金の調達が不可欠であります。また、規模の拡大に伴い、内部管理体制の強化を図るなど、人員の採用、知財関連の管理強化を進める方針です。従いまして、当社は、日本の提携先に留まらず、グローバルの製薬会社等とのライセンス契約締結による契約一時金及びマイルストーンによる収入とともに、必要に応じて、投資家からの資金調達を行いながら、研究開発等を推進していく方針です。一方、医薬品の開発期間は基礎研究から上市まで通常10年以上の長期間に及ぶものでもあり、収益に先行して研究開発費が発生している等により、2026年3月期末において9年連続で営業損失及び8年連続でマイナスの営業キャッシュ・フローが発生しております。また、2027年3月期の事業収益については、ライセンス契約上のマイルストーン対価等を目指してまいります。現段階では当該収益を見込んでおりません。このような状況を踏まえ、財務の安定を確保しながらも研究開発を実現するために、機動的かつ既存株主の利益に配慮した形で新たな資金調達を行うことが必要と判断し、本新株予約権による資金調達を行うことを決定いたしました。

たしかに、今回の資金調達は、潜在的に大規模な希薄化を生じさせるものです。また、下記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途」に記載のとおり、今回の調達資金に係る支出予定時期の始期は、2026年8月からとなっております。

しかし、新株予約権の行使による資金調達は、資金確保に一定の時間が掛かることが想定され、株価の上昇局面等、資金調達に適切な市場環境が生じた際に、その機会を逃さないためにも、今回の資金調達の規模の発行を、現時点で決議することには、合理性があります。また、現在の株価水準では、既存の新株予約権行使による資本流入が十分見込まれるかが不確実な状況にあるため、本新株予約権の発行による機動的な資金調達が必要です。具体的には、第9回新株予約権については行使が進められておらず、第11回新株予約権による調達金額も当初想定していた調達金額より大きく下回っていることから、株式市場の不確実性に鑑み、現状の計画及び不測の事態に備え、このタイミングで、第9回新株予約権及び第11回新株予約権の買取消却を実施したうえ、新たに本新株予約権を発行する必要性が高いものと判断しました。さらに、資金調達の取り組み自体にも一定の費用その他リソースを要することから、今回の資金調達の規模の発行を、一回的に決議することにも、合理性があるものと考えます。

従って、中長期的な視点から、今回の資金調達は、株主様を含むステークホルダーの皆様の利益に資するものです。今回の資金調達により、確固たる経営基盤を確立し、事業収益獲得に向けた事業開発活動を推進し、自己資本の改善に向け取り組む方針であり、一層の企業価値向上を図り、ステークホルダーの皆様の利益の最大化に努めてまいります。

今回の資金調達における具体的な資金使途及び支出予定時期につきましては下記「3. 調達す

ご注意: この文書は、当社の新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

る資金の額、使途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途」に記載しております。

なお、第7回乃至第11回新株予約権のファイナンスにおける調達資金の具体的な使途及び支出予定時期の変更並びに未充当の額を表にしたものは以下のとおりです。変更部分には下線を付して表示しています。

(注) ベネトクラクス (VEN) について

アッヴィ社 (AbbVie Inc. : 米国・イリノイ州) が、開発した血液がん向けアポトーシス抑制分子 BCL-2※阻害剤であります。急性骨髄性白血病 (AML)、慢性リンパ性白血病 (CLL) で、すでに臨床応用され、特に高齢患者において効果を挙げております。

臨床現場では、アザシチジン+ベネトクラクス併用療法や低用量シタラビン+ベネトクラクス併用療法として用いられております。

※ 濾胞性リンパ腫における14番染色体と18番染色体間の染色体転座に関与するタンパク質として2番目に記載されたメンバーであることを意味しております。アポトーシス促進性タンパク質 (BAX/BAK、BIMなど) と相互作用することにより、アポトーシス抑制性に機能しております。

<2023年10月 第三者割当による株式及び第7回新株予約権発行後、2026年5月末日の変更状況>

[変更前] (2026年1月16日変更)

具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
① DFP-17729 の臨床第1/2相試験及び臨床第2/3相試験の研究開発費	650 (492)	2023年11月～2026年11月
② DFP-11207 の胆道がんに対する医師主導治験の研究開発費	180 (140)	2024年4月～2028年3月期
③ DFP-14927 の臨床第1相試験及び次臨床試験の研究開発費	150	2023年11月～2025年3月期
④ DFP-10917 の臨床第3相試験の研究開発費及び承認申請関連費用	270	2023年11月～2025年4月
⑤ 開発体制・管理体制の強化 (報酬・人件費) 及び特許関連費用等 (経費)	193	2023年11月～2025年3月期
合計	1,443 (632)	—

[変更後]

具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
① DFP-17729 の臨床第1/2相試験及び臨床第2/3相試験の研究開発費	650 (295)	2023年11月～2026年11月
② DFP-11207 の胆道がんに対する医師主導治験の研究開発費	180 (134)	2024年4月～2028年3月期
③ DFP-14927 の臨床第1相試験及び次臨床試験の研究開発費	150 (0)	2023年11月～2025年3月期
④ DFP-10917 の臨床第3相試験の研究開発費及び承認申請関連費用	270 (0)	2023年11月～2025年4月
⑤ 開発体制・管理体制の強化 (報酬・人件費) 及び特許関連費用等 (経費)	193 (0)	2023年11月～2025年3月期
合計	1,443 (429)	—

ご注意：この文書は、当社の新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

- (注) 1. 上記、変更前・変更後の金額は、第7回新株予約権の2023年11月14日権利行使完了時の手取額を記載しております。
2. 上記、変更前の金額欄括弧書きの数値は2026年1月16日時点における未充当額となります。変更後の金額欄括弧書きの数値は2026年5月末日時点における未充当額となります。

<2024年9月 第三者割当による第8回新株予約権発行後、第9回新株予約権の有償買取を予定した2026年5月末日の変更状況>

[変更前] (2026年1月16日変更)

具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
① DFP-10917+VEN 併用の臨床第1/2相試験の研究開発費	<u>500</u> (149)	2024年10月～2026年3月期
② DFP-10917の臨床第3相試験の研究開発費及び承認申請関連費用	<u>200</u> (0)	2024年10月～2026年3月期
③ DFP-14927の臨床第1相拡大試験の研究開発費	<u>200</u> (32)	2024年10月～2025年12月
④ 開発体制・管理体制の強化(報酬・人件費等)及び特許関連費用等(関連経費)	<u>257</u> (0)	2024年11月～2025年12月
合計	<u>1,157</u> (181)	—

[変更後]

具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
① DFP-10917+VEN 併用の臨床第1/2相試験の研究開発費	<u>375</u> (0)	2024年10月～2026年3月期
② DFP-10917の臨床第3相試験の研究開発費及び承認申請関連費用	<u>185</u> (0)	2024年10月～2026年3月期
③ DFP-14927の臨床第1相拡大試験の研究開発費	<u>100</u> (0)	2024年10月～2025年12月
④ 開発体制・管理体制の強化(報酬・人件費等)及び特許関連費用等(関連経費)	<u>90</u> (0)	2024年11月～2025年12月
合計	<u>750</u> (0)	—

- (注) 1. 上記、変更前の金額欄括弧書きの数値は2026年1月16日時点における未充当額となります。
2. 上記、変更後の金額の合計欄の数値は、2026年7月22日開催の当社取締役会にて第9回新株予約権の取得及び消却を決議し、変更前の合計金額より2026年2月2日以降の行使価額である725.8円で行使されたと仮定して算出した株式の発行価額の総額である約364百万円を除いた金額に変更しております。したがって、第8回新株予約権の権利行使完了時の手取額約750百万円に変更し、変更後の金額欄括弧書きの数値は2026年5月末日時点で未充当額となります。

ご注意：この文書は、当社の新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

<2025 年 4 月 第三者割当による第 10 回新株予約権発行後、2026 年 5 月末日の変更状況>
[変更前] (2026 年 1 月 16 日変更)

具体的な用途	金額 (百万円)	支出予定時期
① DFP-14323 の臨床第 3 相試験の研究開発費	650 (609)	2025 年 6 月～ <u>2027 年 6 月</u>
② DFP-17729 の臨床第 2 / 3 相試験の研究開発費	250 (250)	2026 年 12 月～2029 年 12 月
③ DFP-10917 の臨床第 3 相試験の研究開発費及び承認申請関連費用	187 (43)	2025 年 4 月～2025 年 12 月
④ 開発体制・管理体制の強化（報酬・人件費等）及び特許関連費用等（関連経費）	71 (71)	2026 年 1 月～ <u>2026 年 9 月</u>
合計	1,157 (973)	—

[変更後]

具体的な用途	金額 (百万円)	支出予定時期
① DFP-14323 の臨床第 3 相試験の研究開発費	650 (262)	2025 年 6 月～ <u>2027 年 1 月</u>
② DFP-17729 の臨床第 2 / 3 相試験の研究開発費	250 (250)	2026 年 12 月～2029 年 12 月
③ DFP-10917 の臨床第 3 相試験の研究開発関連費用	187 (0)	2025 年 4 月～2025 年 12 月
④ 開発体制・管理体制の強化（報酬・人件費等）及び特許関連費用等（関連経費）	71 (22)	2026 年 1 月～ <u>2026 年 6 月</u>
合計	1,157 (534)	—

- (注) 1. 上記、変更前・変更後の金額は、2025 年 11 月 7 日権利行使完了時の手取額を記載しております。
2. 上記、変更後の金額欄括弧書きの数値は 2026 年 5 月末日時点における未充当額となります。

<2026 年 1 月 第三者割当による第 11 回株予約権発行後、2026 年 5 月末日の変更状況>
[変更前] (2026 年 1 月 16 日発行決議日)

具体的な用途	金額 (百万円)	支出予定時期
① DFP-10917+VEN 併用の臨床第 1 / 2 相試験の研究開発費及び第 3 相試験の研究開発費	<u>349</u>	2026 年 2 月～ <u>2027 年 3 月期</u>
② DFP-10917 の臨床第 3 相試験の研究開発関連費用	<u>120</u>	2026 年 2 月～2026 年 9 月
③ DFP-14927 の臨床第 1 相拡大試験の研究開発費	<u>150</u>	2026 年 2 月～ <u>2027 年 3 月期</u>
④ 開発体制・管理体制の強化（報酬・人件費等）及び特許関連費用等（関連経費）	<u>100</u>	<u>2026 年 10 月～2027 年 3 月</u>
合計	<u>719</u>	—

ご注意：この文書は、当社の新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

[変更後]

具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
① DFP-10917+VEN 併用の臨床第 1 / 2 相試験の研究開発費及び第 3 相試験の研究開発費	<u>247</u> (141)	2026 年 2 月～2026 年 11 月
② DFP-10917 の臨床第 3 相試験の研究開発関連費用	<u>100</u> (4)	2026 年 2 月～2026 年 9 月
③ DFP-14927 の臨床第 1 相拡大試験の研究開発費	<u>30</u> (7)	2026 年 2 月～2026 年 12 月
④ 開発体制・管理体制の強化（報酬・人件費等）及び特許関連費用等（関連経費）	<u>0</u> (0)	—
合計	<u>376</u> (152)	—

- (注) 1. 上記、変更後の金額欄括弧書きの数値は 2026 年 5 月末日時点における未充当額となります。
2. 上記、変更後の金額の合計欄の数値は、2026 年 7 月 22 日開催の当社取締役会にて第 11 回新株予約権の取得及び消却を決議していることから、2026 年 6 月末日時点で行使が完了している第 11 回新株予約権の行使により発行した株式の発行調達額を記載しております。また、変更後の金額欄括弧書きの数値は 2026 年 5 月末日時点で未充当額となります。

(2) 資金調達方法の概要及び選択理由

当社は、資金調達に際し、間接金融による調達の状況及び見通し、当社の財務状況、今後の事業展開等を勘案し、直接金融で調達できる方法を検討してまいりました。当該検討の過程で、EVOLUTION JAPAN証券株式会社（以下「EJS」といいます。）から本資金調達の提案を受けました。本スキームは、参照株価に対するディスカウントを設けない行使価額設計で、当社による将来の資金調達に関して割当先の事前承諾を要する条項及び優先交渉権その他これに類する条項（発行体ロックアップ等）を付さない設計であると同時に、取得条項を通じて当社の事業環境又は資金需要の変化に応じて希薄化の継続の要否を主体的に判断することが可能となっております。また、本スキームは段階的な行使を通じた市場への影響の平準化を組み合わせるものであり、当社の株主及び株価への影響に配慮しております。一方で、当社にとっては調達の時期が不確定なものであるため、下記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途」に記載の資金使途に必要な資金を速やかに調達できるよう、2026年7月23日付でEVO FUNDに対して総額150,000,000円の無担保社債（本社債）を無利息かつ額面金額にて発行（パー発行）し、本新株予約権が行使された場合、当社は、本新株予約権の行使により調達した資金をもって、本社債の繰上償還を行うこととすることで（詳細については、下記「＜本社債の概要＞ 9. 償還方法」をご参照ください。）、当社の株主及び株価への影響に配慮しつつ当社の必要とする資金を機動的かつ高い蓋然性をもって調達することが可能となります。このような設計について、下記「(3) 本資金調達の特徴 ＜他の資金調達方法との比較＞」に記載の各項目及び他の手段との比較を行い、また、「(3) 本資金調達の特徴」に記載の「＜メリット＞」及び「＜デメリット＞」を総合的に勘案した結果、EJSからの提案である本スキームでの第三者割当による本新株予約権の発行による資金調達を採用することといたしました。

なお、発行体ロックアップ等について補足いたしますと、同種のエクイティ・ファイナンスにおいては、発行会社が他の資金調達手段について勧誘・協議・交渉又は合意を行うことについて割当予定先の事前承諾を要する条項や、将来の資金調達に係る優先交渉権が付される場合があり、これらは発行会社の将来の資金調達上の選択肢を実質的に制約するものでありますが、本スキームはこうした発行体ロックアップ等を一切含んでおらず、追加の資金調達が必要となった場合又は市場環境等に大きな変化が生じた場合に、その時々状況に応じて複数の候補を比較検討することが可能となっております。

ご注意：この文書は、当社の新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

<本スキームの概要>

本スキームは、額面金額にて発行（パー発行）される無利息の社債と、参照株価に対するディスカウントを設けない新株予約権を組み合わせることにより、当社が必要とする資金を機動的に確保することを目的とするものです。

本新株予約権及び本社債の概要は以下のとおりです。

<本新株予約権>

当社は、本新株予約権について、割当予定先であるEVO FUNDとの間で、下記の内容を含む本買取契約を締結します。

① 行使価額の修正

本新株予約権の行使価額は以下のとおり修正が行われます。

- (a) 本新株予約権の行使価額は、割当日の2営業日後に初回の修正がなされ、以後1営業日が経過する毎に修正が行われます。行使価額の修正が行われる場合、行使価額は、修正日に、修正後行使価額に修正されます。但し、かかる算出の結果、修正後行使価額が下限行使価額を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とします。また、いずれかの価格算定期間内の営業日に本新株予約権の発行要項第11項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該価格算定期間内の各営業日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値は当該事由を勘案して調整されます。
- (b) 上記(a)にかかわらず、株主確定期間及び当該株主確定期間の末日の翌営業日においては、行使価額の修正は行わないものとし、その場合、次に行使価額の修正が行われるのは当該株主確定期間の末日の翌々営業日後（当日を含みます。）の日とし、当該日以降、1営業日が経過する毎に、上記(a)に準じて行使価額は修正されます。
- (c) 上記(a)及び(b)にかかわらず、本新株予約権の行使が、取引所の有価証券上場規程施行規則第436条第1項に定義する制限超過行使に該当する場合であって、上記(a)及び(b)の計算によると当該行使に係る行使価額が発行決議日終値を下回ることとなる場合、当該行使に係る行使価額は発行決議日終値と同額に修正されます。

行使価額修正条項付新株予約権に係る行使価額の修正は、発行会社の普通株式の普通取引の終値からディスカウントされることが一般的ですが、本新株予約権においては、参照株価に対するディスカウントが行われない設計となっております。参照株価に対するディスカウントがなされない設計により、市場株価から乖離が小さい価額での行使がなされることになるため、本新株予約権は、既存株主の皆様への影響をできる限り少なくし、既存株主の利益にもできる限り配慮された設計となっております。また、本新株予約権においては、上記のとおり参照株価に対するディスカウントがなされないことから、その行使により調達できる額がより大きくなることが期待されます。なお、割当日の翌営業日には本新株予約権の行使価額の修正は行われませんが、割当日から行使価額の修正の開始に1営業日空けることで、本新株予約権の割当を反映した株価による行使価額の修正が行われることとなり、当社としては合理的と考えております。また、本①のようなスキームを採用することにより、仮に2026年8月10日の当社普通株式の普通取引の終値が当初行使価額の127円より大幅に上昇している場合、EVO FUNDはその時点の時価に比して割安な価格で本新株予約権を行使可能となりますが、当社の資金調達目的達成の観点から当社と割当予定先との間で協議を行い、行使の蓋然性を高める観点より、かかるスキームを採用しております（なお、取引所の定める有価証券上場規程施行規則第436条第5項第4号において、行使価額が発行決議日の終値以上の場合には制限超過行使（下記②で定義します。）の禁止の適用除外とする旨を買取契約に定めることができ、本買取契約においてもその旨を定めております。）。

下限行使価額は、当初64円としますが、本新株予約権の発行要項第11項の規定を準用して調整されます。下限行使価額の水準については、同種の資金調達案件との比較検討に加え、資金調達の蓋然性を高めるために、割当予定先と当社間で議論の上決定したものであります。

② 制限超過行使の禁止

本買取契約には以下の内容が含まれます。

- (a) 当社は、取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同施行規則第436条第1項乃至第5項の定めに基づき、原則として、単一暦月中に割当予定先が本新株予約権を行使することにより取得される株式数が、本新株予約権の払込日時点における上場株式数の10%を超える場合には、当社は当該10%を超える部分に係る本新株予約権の行使（以下「制限

ご注意：この文書は、当社の新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

超過行使」といいます。)を行わせないこと。

- (b) 割当予定先は、所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使に該当する本新株予約権の行使を行わないことに同意し、本新株予約権の行使にあたっては、あらかじめ当社に対し、当該本新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行うこと。
- (c) 割当予定先は、本新株予約権を譲渡する場合、あらかじめ譲渡先となる者に対して、当社との間で制限超過行使に係る義務を負うことを約束させ、また譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の義務を承継すべき旨を約束させること。
- (d) 上記(c)に従い本新株予約権が譲渡された場合、当社は当該譲渡先との間でも上記(a)乃至(c)と同様の内容を約し、当該譲渡先がさらに他の第三者に譲渡する場合も同様の内容を約するものとする。

<本社債>

また、当社は、2026年7月23日に割当予定先であるEVO FUNDに対して、以下「<本社債の概要>」記載の内容にて発行価額総額150,000,000円の社債(本社債)を発行することを予定しております。本新株予約権の行使による払込金額は、本社債の未償還額が残存する限り、本社債の償還に用いられる見込みです。本新株予約権は、将来の当社普通株式の株価の動向次第では行使が進まない場合もありますが、本社債の発行により、本新株予約権の行使を待たずに一定の金額の資金調達が本社債の発行時に可能となり、当社の手元資金の流動性の厚みも増すことに加え、利率が0.0%であることなどから、2026年7月23日に本社債を発行することを、本日決議いたしました。

<本社債の概要>

1.	名称	Delta-Fl y Pharma 株式会社第3回無担保普通社債
2.	社債の総額	金 150,000,000 円
3.	各社債の金額	金 3,750,000 円の 1 種
4.	払込期日	2026 年 7 月 23 日
5.	償還期日	2028 年 8 月 10 日
6.	利率	年率 0.0%
7.	発行価額	額面 100 円につき金 100 円
8.	償還価額	額面 100 円につき金 100 円
9.	償還方法	満期一括償還。但し、以下のとおり繰上償還条項が規定されています。 (1) 当社は、繰上償還を希望する日(以下「繰上償還日」といいます。)の5営業日前までに本社債の社債権者(以下「本社債権者」といいます。)に書面で通知することにより、当該時点において未償還の本社債の全部又は一部を、繰上償還日において、各社債の金額 100 円につき金 100 円で繰上償還することができます。 (2) 当社が、当社株式又は当社株式に転換若しくは交換できる証券の勧誘、担保提供、発行、売付け、売却契約、購入オプションの付与、購入権の付与、引受権の付与、貸付けその他の移転又は処分を、直接又は間接に行う場合、デット・エクイティ・スワップ等の実行による当社株式の発行又は当社株式の所有についての経済的結果の全部又は一部を第三者に移転するスワップその他の取決めを行う場合、本社債権者は、繰上償還日の5営業日前までに当社に書面で通知することにより、当該時点において未償還の本社債の全部又は一部を、繰上償還日において、各社債の金額 100 円につき金 100 円で繰上償還することを請求することができます。但し、当社が本社債権者又はその関係会社を相手方として上記各行為を行う場合、当社普通株式の株式分割により当社が当社普通株式を発行又は交付する場合、当社が当社普通株式の無償割当を行う場合、会社法第 194 条第 3 項に基づく自己株式の売渡しを行う場合、当社の株式報酬制度に基づき当社が当社の普通株式を発行若しくは交付する場合、当社のストックオプション

ご注意：この文書は、当社の新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

		制度に基づき当社が当社の新株予約権若しくは普通株式を発行若しくは交付する場合、本新株予約権の発行、本新株予約権の行使に基づき当社が当社普通株式を発行又は交付する場合、本社債の発行日時点で存在する新株予約権の行使に基づき当社が当社普通株式を発行又は交付する場合、その他適用法令により必要となる場合についてはこの限りではありません。 (3) 当社は、当社が消滅会社となる合併、吸収分割若しくは新設分割（吸収分割承継会社若しくは新設分割設立会社が、本社債に基づく当社の義務を引き受け、かつ本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付する場合に限ります。）、又は当社が完全子会社となる株式交換、株式移転若しくは株式交付につき当社株主総会で承認決議した場合又は当該計画を公表した場合、本社債権者の書面による請求があったときには、当該請求日の翌営業日以降で両者が合意する日において、残存する本社債の全部又は一部を各社債の金額 100 円につき金 100 円で償還します。 (4) 当社は、当社が発行する株式が取引所により監理銘柄、特別注意銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日以降、本社債権者から書面による請求があったときには、当該請求日の翌営業日に残存する本社債の全部又は一部を各社債の金額 100 円につき金 100 円で償還します。 (5) 当社において、50%を超える議決権を単独で若しくは共同保有者（金融商品取引法第 27 条の 23 第 5 項及び第 6 項に規定するものを意味します。）とともに直接若しくは間接的に保有する株主が新たに出現した場合、本社債権者から書面による請求があったときには、当該請求日の翌営業日に残存する本社債の全部又は一部を各社債の金額 100 円につき金 100 円で償還します。 (6) 当社において、当社普通株式の一部又は全てを全部取得条項付種類株式にする定款の変更の後、当該種類株式の全てを取得する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合、当社の特別支配株主（会社法第 179 条第 1 項に定義されます。）による当社の他の株主に対する株式等売渡請求を承認する旨の当社の取締役会の決議がなされた場合又は上場廃止を伴う当社普通株式の併合を承認する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合、本社債権者は、その選択により、当社に対して、繰上償還日の 11 営業日前に事前通知を行ったうえで、繰上償還日に、その保有する本社債の全部又は一部を、各社債の金額 100 円につき金 100 円で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有します。 (7) 当社は、本新株予約権の全部が、その発行要項並びに発行会社及び EVO FUND の間で 2026 年 7 月 22 日付で締結された Delta-Fly Pharma 株式会社第 12 回新株予約権買取契約書に従い、2026 年 8 月 7 日付で EVO FUND に対して有効かつ適法に発行されない場合、本社債権者から書面による請求があったときには、当該請求日の翌営業日に残存する本社債の全部又は一部を各社債の金額 100 円につき金 100 円で償還する。 (8) 当社が、本新株予約権の発行要項に基づき、本新株予約権の全部若しくは一部の取得を決定した場合、本社債権者は、その選択により、当社に対して、繰上償還日の前営業日までに事前通知を行ったうえで、繰上償還日に、その保有する本社債の全部又は一部を、各社債の金額 100 円につき金 100 円で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有します。 (9) 上記(2)乃至(8)にかかわらず、本社債権者は、本社債の払込期日から 1 ヶ月が経過した日以降いつでも、繰上償還日の
--	--	---

ご注意：この文書は、当社の新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

		5営業日前までに当社に書面で通知することにより、当該時点において未償還の本社債の全部又は一部を、繰上償還日において、各社債の金額100円につき金100円で繰上償還することを請求する権利を有します。 (10) 本新株予約権の全部又は一部が行使され、当該行使に伴い当社に払い込まれた金銭の額の本新株予約権の発行日以降の累計額から当該時点において当社が本号に基づき繰上償還した本社債の額面額の累計額を控除した額が、各社債の金額(3,750,000円)の整数倍以上となった場合、当社は、当該整数分の本社債を、本新株予約権の行使に伴い当該整数倍に達するだけの金銭が払い込まれた日の3営業日後の日(当日を含みます。)又は当社と本社債権者が別途合意する日を繰上償還日として、各社債の金額100円につき金100円で繰上償還します。
10.	総額引受人	EVO FUND
11.	資金用途	DFP-10917+VEN 併用の臨床第1/2相試験の研究開発費及び第3相試験の研究開発費

(3) 本資金調達の特徴

本資金調達は、当社が割当予定先に対し本新株予約権を割り当て、割当予定先による本新株予約権の行使に伴って当社が資金を調達する仕組みとなっております。

本資金調達は以下のようなメリット及びデメリットがあります。

<メリット>

① 対象株式数の固定

本新株予約権の対象株式数は、発行当初から本新株予約権の発行要項に示される合計10,000,000株で固定されており、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が変動することはありません。なお、株式分割等の一定の事由が生じた場合には、本新株予約権の発行要項に従って調整されることがあります。

② 取得条項

本新株予約権には、将来的に本新株予約権による資金調達の必要性がなくなったと判断される場合、又はより有利な条件での資金調達手段が確保された場合等において、本新株予約権の払込期日から1ヶ月を経過した日以降、当社取締役会が本新株予約権を取得する日を定め、EVO FUND又はEJSを含むEVO FUNDの関係会社に対して通知することにより、残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる旨の条項が含まれております。取得価額は発行価額と同額であり、キャンセル料その他の追加的な費用負担は発生いたしません。

当該条項により、当社は、本資金調達後の事業環境又は資金需要の変化に応じて、本スキームによる希薄化の継続の可否を主体的に判断することが可能となっており、既存株主の利益に資する設計であると考えております。

③ 譲渡制限

本買取契約において、譲渡制限が定められる予定です。本新株予約権は、割当予定先に対する第三者割当の方法により発行されるものであり、かつ本買取契約において譲渡制限が付される予定であり、当社取締役会の事前の承認がない限り、割当予定先から第三者へは譲渡されません。

④ ディスカウントなしでの株式発行

通常、行使価額修正条項付新株予約権に係る行使価額の修正は、発行会社の普通株式の普通取引の終値から8～10%程度のディスカウントがなされるのが一般的ですが、本新株予約権の修正後行使価額は、修正日に先立つ3連続営業日の各営業日(但し、終値が存在しない日を除きます。)において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値のうち最も安い値の100%に相当する金額(但し、当該金額が下限行使価額を下回る場合、下限行使価額とします。)と設定されているため、当該参照株価からディスカウントがされません。株価上昇時においては当該修正後行使価額が修正日前日終値の株価の90%を下回る可能性があります、株価下降時においては当該行使価額が修正日前日終値の株価の90%を上回ることとなり、修正頻度によ

ご注意：この文書は、当社の新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

て当社にとって有利な条件があるか否かが決定されるものではないと考えられます。したがって、株価動向次第では直前営業日の終値からディスカウントされることはあるものの、参照株価からディスカウントがなされない設計により、一般的な行使価額修正条項付新株予約権と比較して市場株価から乖離が少ない価額での行使が期待されるため、本新株予約権は、市場株価への影響をできる限り少なくし、既存株主の利益にできる限り配慮された設計となっております。また、本新株予約権においては、上記のとおり参照株価からのディスカウントがなされないことから、参照株価からのディスカウントがある場合よりも行使により調達できる額が大きくなることが期待されます。なお、制限超過行使に該当する場合であって、本新株予約権の発行要項第10項第(1)号及び第(2)号の計算によると当該行使に係る行使価額が発行決議日終値を下回ることとなる場合、当該行使に係る行使価額は発行決議日終値と同額に修正されます（取引所の定める有価証券上場規程施行規則第436条第5項第4号において、行使価額が発行決議日の終値以上の場合は、上記「(2) 資金調達方法の概要及び選択理由 <本新株予約権> ② 制限超過行使の禁止」に記載した制限超過行使の禁止の適用除外とする旨を買取契約に定めることができることになっており、本買取契約においてもその旨定めております。）。

⑤ 株価への影響の軽減

本新株予約権には下限行使価額が設定されており、修正後の行使価額が下限行使価額を下回る価額に修正されることはなく、株価が下限行使価額を下回る等の株価低迷の局面において、さらなる株価低迷を招き得る当社普通株式の供給が過剰となる事態が回避されるように配慮した設計となっております。

⑥ 株価上昇時の調達額増額

株価に連動して行使価額が修正されるため、株価が上昇した場合に資金調達額が増額されます。

⑦ 即座の資金調達

本社債の発行により、当社は本社債の払込期日において、当座必要な手元資金の確保が可能となります。また、本社債は無担保であり、当社は下記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途」に記載の計画に応じて、当該資金を自由に用いることができます。

⑧ 資金調達コストの削減

本新株予約権と本社債の発行を一度に行うことで、それぞれ個別に複数回の決議・発行の手続きを経るよりも、調達に係るコストを削減する事が可能となります。

⑨ 金利コストの低減

本社債は、ゼロクーポンであるため、期中における金利コストの最小化を図った調達が可能となります。

<デメリット>

① 不特定多数の新投資家へのアクセスの限界

第三者割当方式という当社と割当予定先のための契約であるため、不特定多数の新規投資家から資金調達を募るという点において限界があります。

② 株価低迷時に資金調達が当初想定額を大きく下回る可能性

株価が長期的に行使価額の下限を下回る場合では、本新株予約権の行使はされず、資金調達額が当初想定額を大きく下回る可能性があります。

また、株価が当初行使価額を下回る状況では資金調達額が当初想定額を下回る可能性があります。

③ 割当予定先が当社普通株式を市場売却することにより当社株価が下落する可能性

割当予定先の保有方針は純投資であり、本新株予約権の行使により取得する株式を原則として市場内で売却する方針であるため、当社株価に短期的な下押し圧力が生じる可能性があります。

一方で、(i) 取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同施行規則第436条第1項乃至第5項に基づく制限超過行使の禁止により、単一暦月中に割当予定先が本新株予約権の行使により取得する株式数は、原則として払込期日における当社上場株式数の10%に制限されること、(ii) 割当予定先は、本新株予約権の行使により取得する株式の売却に際し、市場の状況に配慮する方針であることを確認していること、並びに(iii) 行使価額に参照株価に対するディスカウントが付されていないことから、本新株予約権の行使に伴う価格形成への影響は一定

ご注意：この文書は、当社の新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

程度抑制されるものと考えております。

④ 希薄化の発生

本新株予約権の行使が進んだ場合、10,000,000株の新株式が交付されるため、既存株式の希薄化が生じることになります。但し、本新株予約権は原則として約2年間にわたって段階的に行使される予定であり、かかる希薄化が一度に生じるものではありません。

＜他の資金調達方法との比較＞

当社が本資金調達を選択するに際して検討した他の資金調達方法は以下のとおりです。

① 公募増資

株式の公募増資は、資金調達が当初から実現するものの、同時に1株当たり利益の希薄化を一度に引き起こすため、株価への影響が大きいと考え、今回の資金調達方法としては適切でない判断しました。また、公募増資の場合には検討や準備等にかかる時間も長く、公募増資を実施できるかどうかその時点での株価動向や市場全体の動向に大きく左右され、一度実施のタイミングを逃すと決算発表や有価証券報告書の提出期限との関係で最低でも数ヶ月程度は後ろ倒しになることから柔軟性が低く、資金調達の機動性という観点からは本資金調達の方がメリットは大きいと考えております。

② 株主割当増資

株主割当増資では、既存株主持分の希薄化懸念は払拭されますが、調達額が割当先である既存株主の参加率に左右されることから、当社の資金需要の額に応じた資金調達が困難であるため、今回の資金調達方法としては適切でない判断いたしました。

③ 新株式発行による第三者割当増資

第三者割当による新株式発行は、即時の資金調達の有効な手法となりえますが、公募増資と同様、発行と同時に1株当たり利益の希薄化を一度に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えます。また、調達額は発行時の一時的な株価動向に左右され、市場動向に応じた機動的かつ柔軟な資金調達をすることが出来ません。そのため、今回の資金調達手法としては適切でない判断いたしました。

④ MSCB

株価に連動して行使価額が修正される転換社債型新株予約権付社債（いわゆるMSCB）の発行条件及び行使条件は多様化していますが、一般的には、転換により交付される株数が転換価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了までに転換により交付される株式総数が確定せず、転換価額の下方修正がなされた場合には潜在株式数が増加するため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられることから今回の資金調達方法としては適切でない判断いたしました。

⑤ 新株予約権無償割当による増資（ライツ・オファリング）

いわゆるライツ・オファリングには、金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・オファリングと、そのような契約を締結せず、新株予約権の行使が株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・オファリングがありますが、コミットメント型ライツ・オファリングについては、引受手数料等のコストが増大することが予想されます。また、ノンコミットメント型ライツ・オファリングについては、上記②の株主割当増資と同様に、調達額が割当先である既存株主又は市場で新株予約権を取得した者による新株予約権の行使率に左右されることから、当社の資金需要の額に応じた資金調達が確実ではないため、また、ノンコミットメント型ライツ・オファリングについては、現在の当社の利益水準を考慮すると上場要件も満たさないことは明白なため、今回は具体的に検討しないことといたしました。

⑥ 社債又は借入れによる資金調達

低金利環境が継続する中、負債調達における調達環境は良好であるものの、社債又は借入れのみによる資金調達では、調達金額が全額負債として計上されるため、財務健全性が低下する可能性があるところ、当社の事業特性、財務状況及び資金使途も勘案し、資本金調達が最適であるとの結論に至りました。また、今後の事業戦略推進において、機動性の高い有利子負債調達余力を残す観点からも、負債性の資金調達は今回の資金調達方法としては適切でない判断いたしました。なお、上記「（2）資金調達方法の概要及び選択理由」に記載のとおり、当社は、本新株予約権に加えて本社債を発行するものの、本新株予約権の行使により調達した資金を本社債への償還金として優先的に充当する予定であることから、本社債の発行手取金は本新株予約権の行使による資金調達までのつなぎ資金の性質を有しております。

ご注意：この文書は、当社の新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

払込金額の総額 (円)	発行諸費用の概算額 (円)	差引手取概算額 (円)
1, 271, 400, 000	25, 000, 000	1, 246, 400, 000

- (注) 1. 払込金額の総額は、本新株予約権の発行価額の総額 (1, 400, 000円) 及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額 (1, 270, 000, 000円) を合算した金額であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
3. 払込金額の総額は、全ての本新株予約権が当初行使価額で行使された場合の金額であり、行使価額が修正又は調整された場合には、本新株予約権の払込金額の総額及び差引手取概算額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合又は当社が本新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少する可能性があります。
4. 発行諸費用の概算額は、弁護士費用、価額算定費用、株式事務手数料等の合計額であります。

(2) 調達する資金の具体的な使途

当社は、①本社債の償還資金、②DFP-10917+VEN併用の臨床第1/2相試験の研究開発費及び第3相試験の研究開発費、③DFP-14323の臨床第3相試験の研究開発費、④DFP-11207の胆道がんに対する医師主導治験の研究開発費、⑤その他パイプラインの研究開発費、開発体制・管理体制の関連費用 (報酬・人件費等) 及び特許関連費用 (登録・年金) 等を目的として、本新株予約権の発行を決議いたしました。本新株予約権発行による上記差引手取概算額1, 246, 400, 000円の具体的な使途及び支出予定時期につきましては、以下のとおりです。

具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
① 本社債の償還資金	150	2026年8月～2028年8月
② DFP-10917+VEN 併用の臨床第1/2相試験の研究開発費及び第3相試験の研究開発費	600	2026年12月～2028年7月
③ DFP-14323 の臨床第3相試験の研究開発費	326	2027年2月～2028年5月
④ DFP-11207 の胆道がんに対する医師主導治験の研究開発費	50	2027年4月～2029年3月期
⑤ その他パイプラインの研究開発費、開発体制・管理体制の関連費用 (報酬・人件費等) 及び特許関連費用 (登録・年金) 等	120	2026年8月～2027年3月
合計	1, 246	—

- (注) 1. 調達資金は①から⑤の順に優先的に充当する予定です。
当社は、上記表中に記載のとおり資金を充当することを予定しておりますが、各資金使途についての詳細は以下のとおりです。

① 本社債の償還

当社は2026年7月22日発行決議、同年7月23日発行予定の本社債 (発行価額: 150百万円、償還期日: 2028年8月10日、利率: 年率0.0%、割当先: EVO FUND) を2026年8月から2028年8月の間に、本新株予約権が行使された都度、繰上償還いたします。なお、本社債は、下記②同様、DFP-10917+VEN併用の臨床第1/2相試験の研究開発費及び第3相試験の研究開発費の一部に充当することを目的とし、本新株予約権

ご注意: この文書は、当社の新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

の発行決議と同時に決議を行い、本新株予約権の行使に先立って発行されるものです。

② DFP-10917+VEN併用の臨床第1/2相試験の研究開発費及び第3相試験の研究開発費

DFP-10917+VENの併用は、VENの治療前歴（1回）のある急性骨髄性白血病（AML）の患者を対象に、米国においてDFP-10917とVENとの併用療法の臨床第1/2相試験が許可され、2024年9月に症例登録が開始されました。また、2025年2月に第1相試験の忍容性がデータ評価委員会（DMC）で承認され第2相部分第1段階に移行し、2025年8月に第2段階へ進み、2025年12月には、第2相試験の目標症例登録が完了いたしました。効果判定に必要な一定期間のフォローアップ後、データ評価委員会（DMC）で有効性と安全性を判定し、米国食品医薬品局（FDA）の第2相終了時相談を実施し、臨床第3相試験の準備を開始する予定です。そのため治験研究費に向けた関連費用等として、主に被験者の治療関連費用、医療施設への追加の研究費、委託会社への追加の治験委託費等を賄うための研究開発費に充当する方針であり、DFP-10917+VENの臨床第1/2相試験への追加投資及び臨床第3相試験への新規投資を行うものです。なお、第11回新株予約権の調達残高を先行して充当してまいります。

③ DFP-14323の臨床第3相試験の研究開発費

DFP-14323は、医薬品として承認・販売されているウベニメクスの適応追加を目的とした開発品で、ウベニメクスの抗腫瘍免疫能の活性化作用と癌幹細胞の抑制作用に着目し、常量よりも低い用量で単剤又は抗がん剤及び分子標的治療薬等との併用により、がん患者の免疫機能を改善し、末期又は高齢の肺がん等患者の治療が期待できることが特徴です。

これまで日本国内における臨床第3相試験（大規模比較試験）の症例登録を、全国の主要基幹病院約30施設において進めております。そのため治験研究費に向けた関連費用等として、主に被験者の治療関連費用、医療施設への追加の研究費、委託会社への追加の治験委託費等を賄うための研究開発費に充当する方針であり、DFP-14323の臨床第3相試験への追加投資を行うものであります。なお、第10回新株予約権の調達残高を先行して充当してまいります。

④ DFP-11207の胆道がんに対する医師主導治験の研究開発費

DFP-11207は、抗がん作用を有する5-フルオロウラシル（5-FU）を徐放・阻害・失活させて薬物動態をコントロールする3つのモジュール化された活性物質（モジュールⅠ、Ⅱ、Ⅲ）をアセンブリ（結合）した化合物であり、既存の5-FU系抗がん剤と比較して、有効性と安全性のバランスを改善していることが特徴です。それにより、がん患者の生存期間の延長やQOL（Quality of Life：生活の質）の改善に寄与することが期待されます。

日本において、一般社団法人 日本肝胆膵オンコロジーネットワーク（代表理事・理事長：古瀬 純司）と共同でDFP-11207（経口剤）について、胆道がんに対する医師主導治験（臨床第1/2相試験）を主要基幹病院3施設で開始しております。そのため治験研究費に向けた費用等として、主に被験者の治療関連費用、委託会社への治験委託費等を賄うための研究開発費に充当する方針であり、DFP-11207の医師主導治験（臨床第1/2相試験）への追加投資を行うものであります。なお、第7回新株予約権の調達残高を先行して充当してまいります。

⑤ その他パイプラインの研究開発費、開発体制・管理体制の関連費用（報酬・人件費等）及び特許関連費用（登録・年金）等

当社は、研究開発のマネジメント業務に特化し、委託会社を有効活用することにより、小規模な組織で効率的な運営を行っている創薬ベン

ご注意：この文書は、当社の新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

チャー企業であり、本新株予約権による調達資金の一部は、その他パイプラインのクロージングに伴う費用として、治験終了に伴い各医療施設の終了関連費用やCSR（総括報告書）をまとめるためにメディカル・ライティング業者に作成依頼費用等に30百万円程度を充当する予定であります。また、2025年3月期から2026年3月期までは一部のパイプラインで患者のフォローアップ、中間解析データの集計と解析作業を実施していたため、開発人員及び管理人員の採用を控えておりましたが、今後、開発品のステージの変更・増加や進展、製造工程等が見込まれるため、現状の研究開発人員7名体制から1名（15百万円程度充当予定）、医薬品の開発・製造・品質管理人員1名（15百万円程度充当予定）をそれぞれ増員するとともに、海外の専門的な委託先業者を1社程度（10百万円程度充当予定）増やすなど、開発体制の強化を図っていく方針であります。更に内部管理体制の強化を進めることで、経営の健全性、透明性及び効率性が確保された体制の整備を進めることが重要と考えております。今後、製造工程等が見込まれるため、現状の6名体制から国内外のインボイス業務人員など若干名増員（10百万円程度充当予定）し、管理体制の強化を図っていく方針です。また、特許関連費用は、製剤等の保管費用（2百万円程度充当予定）のほか、毎年一定の費用（40百万円程度充当予定）が発生しており、現在、申請している国の特許が許諾された場合、追加で費用が必要となり、第11回新株予約権で調達できなかったことから、今回の本新株予約権による調達資金で賄います。これは、当社事業が安定的かつ持続的な発展を果たすために不可欠な事業拡大のための基盤とコーポレート・ガバナンスの強化へ向けた追加投資を行うものです。

2. 当社は本新株予約権により調達した資金を上記の資金使途に充当するまでの間、当該資金は銀行預金にて安定的な資金管理を図る予定であります。
3. 支出予定時期までの期間中に、本新株予約権の行使により十分な資金が調達できなかった場合には、別途、資金調達の検討、調達方法又は調達規模の調整等により対応する予定です。
4. 前回ファイナンスの調達状況及び充当状況
当社は、2026年2月2日付で、下記表のとおり、第三者割当による行使価額修正条項付第11回新株予約権を発行いたしました。

第三者割当による第11回新株予約権の発行

払 込 期 日	2026年2月2日
発行新株予約権数	30,000 個
発 行 価 額	総額 1,680,000 円（第11回新株予約権1個当たり56円）
発行時における調達予定資金の額（差引手取概算額）	719,680,000 円
割 当 先	マッコーリー・バンク・リミテッド
募集時における発行済株式数	12,159,900 株
当該募集による潜在株式数	3,000,000 株（新株予約権1個につき100株）
現時点における行使状況（2026年6月末日現在）	2,145,100 株 （残新株予約権数 8,549 個）
現時点における調達した資金の額	390 百万円

ご注意：この文書は、当社の新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

(差引手取概算額)	
変更後の資金使途	① 2026年2月～2026年11月までに DFP-10917+VEN 併用の臨床第1/2相試験の研究開発費及び第3相試験の研究開発費 (247 百万円) ② 2026年2月～2026年9月までに DFP-10917 の臨床第3相試験の研究開発関連費用 (100 百万円) ③ 2026年2月～2026年12月までに DFP-14927 の臨床第1相拡大試験の研究開発費 (30 百万円) ④ 開発体制・管理体制の強化 (報酬・人件費等) 及び特許関連費用等 (関連経費) (0 百万円)
現時点における 充 当 状 況 (2026 年 5 月 末 日 現 在)	① DFP-10917+VEN 併用の臨床第1/2相試験の研究開発費及び第3相試験の研究開発費として、2026年5月時点で 106 百万円充当済みであります。 ② DFP-10917 の臨床第3相試験の研究開発関連費用として、2026年5月時点で 96 百万円充当済みであります。 ③ DFP-14927 の臨床第1相拡大試験の研究開発費として、2026年5月時点で 23 百万円充当済みであります。 ④ 開発体制・管理体制の強化 (報酬・人件費等) 及び特許関連費用等 (関連経費) は、2026年5月時点で全額未充当であります。 なお、残りの 152 百万円については、DFP-10917+VEN 併用の臨床第1/2相試験の研究開発費及び第3相試験の研究開発費 (上記①) に、DFP-10917 の臨床第3相試験の研究開発関連費用 (上記②) に、DFP-14927 の臨床第1相拡大試験の研究開発費 (上記③) に、随時、充当予定であります。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

上記「2. 募集の目的及び理由 (1) 募集の目的」のとおり、本資金調達により調達する資金は、今後の当社の企業価値向上に資するものであり、かかる資金使途は合理的なものであると判断しております。従って、本資金調達は、中長期的な当社の企業価値の向上により、既存株主の皆様の利益にも資するものと考えております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当社は、本新株予約権の発行要項及び本買取契約の諸条件を考慮した本新株予約権の評価を第三者算定機関 (株式会社赤坂国際会計、代表者：山本顕三、住所：東京都千代田区紀尾井町4番1号) に依頼しました。当該算定機関は、価格算定に使用する価格算定モデルの決定にあたって、ブラック・ショールズ・モデルや二項モデルといった他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施した上で、本新株予約権の発行要項及び本買取契約の諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを適用して算定を実施するものとししました。また、当該算定機関は、評価基準日 (2026年7月21日) における当社株式の株価 (127円)、ボラティリティ (70.9%)、予想配当額 (0円/株)、無リスク利子率 (1.4%) 等及び市場出来高等を考慮し、本新株予約権の評価を実施しています。

ご注意：この文書は、当社の新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

本新株予約権の行使価額につきましては、今後の当社の株価動向に基づき段階的に行使がなされることを目的として、割当予定先との協議により、修正日に、当該修正日に先立つ3連続営業日の各営業日（但し、終値が存在しない日を除きます。）において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値のうち最も安い値の100%に相当する金額に修正されるものとし、当初行使価額については2026年7月21日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の100%に相当する金額、下限行使価額については当該終値の50%に相当する金額（1円未満の端数切上げ）にそれぞれ設定されております。

本新株予約権の発行価額の決定にあたっては、当該算定機関が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると考えられ、当該評価額を基準として決定される本新株予約権の払込金額は特に有利な金額には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断いたしました。

また、当社監査役3名（うち社外監査役2名）全員より、会社法上の職責に基づいて監査を行った結果、本新株予約権の発行条件が有利発行に該当しないという取締役会の判断は適法である旨の意見がなされています。

（2）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

全ての本新株予約権が行使された場合に発行される当社の普通株式の数は10,000,000株（当該株式に係る議決権数は100,000個）であり、2026年3月31日現在における当社の発行済株式総数13,175,000株（当該株式に係る議決権数は131,679個）を分母とする希薄化率は75.90%（議決権数に係る希薄化率は75.94%）となります。

なお、本日の発行決議に先立つ6ヶ月以内に発行された第三者割当による第11回新株予約権の行使により発行された当社普通株式を合算した総株式数①2,145,100株（議決権数②21,451個）

（2026年6月末日時点）に、本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数10,000,000株（議決権数100,000個）を加算した総株式数は12,145,100株（議決権数121,451個）となり、これに係る希薄化率は、2026年3月31日現在の当社発行済株式総数13,175,000株から上記①のうち2026年3月31日現在までに行使された第11回新株予約権により交付された株式1,015,100株を差し引いた発行済株式総数12,159,900株及び2026年3月31日現在の議決権数131,679個から上記②のうち2026年3月31日現在までに行使された第11回新株予約権により交付された株式にかかる議決権数10,151個を差し引いた議決権数121,528個を分母とした場合、99.88%（議決権ベースの希薄化率は99.94%）に相当します。なお、当社は、本日付で公表しております「第三者割当による行使価額修正条項付第9回及び第11回新株予約権の取得及び消却に関するお知らせ」に記載のとおり、2026年7月31日付で、当該時点で残存する第9回新株予約権及び第11回新株予約権を全て消却する予定ですので、上記希薄化率の計算において、2026年6月末日時点で既に行使されているものを除き、第9回新株予約権及び第11回新株予約権が行使された場合に交付される株式数は考慮しておりません。

このように、本新株予約権の発行により相当程度の希薄化が生じることになります。しかしながら、今般の資金調達により、想定どおり進んでいない既存の新株予約権の行使による資金調達の不足分を補い、今後のさらなる事業拡大につなげることができることから、本新株予約権の発行は、中長期的な視点で見れば、既存株主の利益にも資するものと判断しております。また、割当予定先は長期保有する意思を有しませんが、全ての本新株予約権が行使された場合に発行される当社の普通株式の数10,000,000株に対し、当社過去6か月間（2026年1月から2026年6月まで）における1日当たり平均出来高は605,476株となっております。従って、割当予定先が市場で売却することによる流通市場への影響は、行使期間である2年間（年間取引日数：245日で計算）で行使して希薄化規模が最大になった場合、1日当たりの売却数量は20,408株（過去6か月間における1日当たりの平均出来高の3.37%）となることから、当社株式は、本新株予約権の目的である株式の総数を勘案しても一定の流動性を有していると判断しており、本新株予約権の行使により発行された当社株式の売却は当社株式の流動性によって吸収可能であると判断しております。当社といたしましては、本資金調達において発行される本新株予約権の内容及び数量は、当社の企業価値及び株式価値の向上を図るために必要なものであると考えております。

なお、本新株予約権には、当社の判断により、残存する新株予約権を取得できる旨の取得事由が定められているため、将来何らかの事由により資金調達の必要性が低下した場合又は本新株予約権より有利な資金調達方法が利用可能となった場合に、必要以上の発行株式数の増加が進行し

ご注意：この文書は、当社の新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

ないように配慮されております。

以上の点を勘案し、本新株予約権の発行数量及び株式の希薄化の規模は、合理的であると考えております。

なお、本資金調達により、希薄化率が25%以上となることから、取引所の定める有価証券上場規程第432条に基づき、経営者から一定程度独立した者として、当社と利害関係のない当社社外取締役である会計士の岸井幸生氏、小南欽一郎氏及び弁護士の谷口明史氏（北浜法律事務所・外国法共同事業）の3名によって構成される第三者委員会（以下「本第三者委員会」といいます。）を設置いたしました。同委員会は本資金調達の必要性及び相当性につき検討し、「9. 企業行動規範上の手続きに関する事項」に記載のとおり、本新株予約権の発行につき、必要性及び相当性が認められるとの意見を表明いたしました。したがって、本新株予約権による資金調達に係る当社普通株式の希薄化の規模は、市場に過度の影響を与える規模ではなく、株主価値向上の観点からも合理的であると判断しております。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

① 名 称	EVO FUND (エボ ファンド)	
② 所 在 地	c/o Intertrust Corporate Services (Cayman) Limited One Nexus Way, Camana Bay, Grand Cayman KY1-9005, Cayman Islands	
③ 設 立 根 拠 等	ケイマン諸島法に基づく免税有限責任会社	
④ 組 成 目 的	投資目的	
⑤ 組 成 日	2006 年 12 月	
⑥ 出 資 の 総 額	払込資本金：1 米ドル 純資産：約227.3百万米ドル（2026年 5 月31日現在）	
⑦ 出 資 者 ・ 出 資 比 率 ・ 出 資 者 の 概 要	議決権：100% Tiger Holdings Ltd. (Tiger Holdings Ltd. の議決権 は間接的に 100%マイケル・ラーチが保有)	
⑧ 代 表 者 の 役 職 ・ 氏 名	代表取締役 マイケル・ラーチ 代表取締役 リチャード・チゾム	
⑨ 国内代理人の概要	名称	EVOLUTION JAPAN 証券株式会社
	所在地	東京都千代田区紀尾井町 4 番 1 号
	代表者の役職・氏名	代表取締役社長 ショーン・ローソン
	事業内容	金融商品取引業
	資本金	12 億 1,905 万 8,875 円
⑩ 上 場 会 社 と 当 該 ファンドとの間の関係	当社と当該ファンドとの 間 の 関 係	該当事項はありません。
	当社と当該ファンド代表 者 と の 間 の 関 係	該当事項はありません。
	当社と国内代理人との間 の 関 係	該当事項はありません。

(注) 割当予定先の概要の欄は、別途記載のある場合を除き、2026年7月21日現在におけるものです。

※当社は、EJS により紹介された割当予定先並びに間接にその 100%を出資しており、かつ役員であるマイケル・ラーチ氏、及び割当予定先の役員であるリチャード・チゾム氏について、反社会的勢力等と何らかの関係を有していないか、過去の新聞記事や WEB 等のメディア掲載情報を検索することにより、割当予定先が反社会的勢力でない旨を確認いたしました。また、割当予定先からは、反社会的勢力との間において一切関係ない旨の誓約書の提出を受けてお

ご注意：この文書は、当社の新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

ります。

さらに慎重を期すため、企業調査、信用調査を始めとする各種調査を専門とする第三者調査機関である株式会社東京エス・アール・シー（東京都目黒区上目黒4-26-4 代表取締役 中村勝彦）に割当予定先並びに間接にその100%を出資しており、かつ役員であるマイケル・ラーチ氏、及び割当予定先の役員であるリチャード・チゾム氏について調査を依頼しました。そして、同社の保有するデータベースとの照合等による調査を行った結果、2026年7月10日において、当該割当予定先、その出資者及び役員に関する反社会的勢力等の関与事実がない旨の報告書を受領いたしました。

以上から総合的に判断し、当社は割当予定先、その出資者及び役員については、反社会的勢力との関係がないものと判断し、反社会的勢力との関係がないことを示す確認書を取引所に提出しております。

（2）割当予定先を選定した理由

当社は、研究開発型ビジネスモデルの創業ベンチャー企業であるため、常に研究開発費用が先行することとなり、間接金融からの調達のみならず、直接金融からの調達も含め、資金調達方法を模索しております。現在、進めている各研究開発パイプラインに係る治験費用と現状の資金状況に鑑み追加の資金確保について2026年3月頃から検討しており、2026年7月にEJSに相談したところ、同社から第9回及び第11回新株予約権の取得・消却及び本新株予約権及び本社債による資金調達に関する提案を同月に受けました。同社より提案を受けた本スキームは、本社債により即座に資金を調達できることに加えて、株式ではなく、新株予約権を発行することから株価に対する一時的な影響を抑制しつつ資金調達をすることができ、上記の第9回及び第11回新株予約権の行使が進まない状況を解消でき、かつ、既存株主の利益に配慮しながら、全体として、当社の当面の資金需要を満たす資金を比較的早期にかつ相当程度高い蓋然性をもって調達できる設計となっているため、当社のニーズに合致していると考えており、当社の今後の成長にとって最善であると判断しております。

割当予定先であるEVO FUNDは、2001年に設立されたEVOLUTIONの中核となる投資ファンドです。その国内代理人であるEVOLUTION JAPAN証券株式会社（関東財務局長（金商）第20号）は、東京都千代田区のニューオータニガーデンコートに専門チームを設置し、資金調達のアレンジメント業務、案件の執行及び発行後の運用管理を担っております。EVO FUNDは、取締役の派遣等による経営関与を行わない純投資を基本としており、国内の上場企業に対する新株予約権の第三者割当において、参照株価に対するディスカウントを設けない新株予約権（EVO-ZERO®）による投資を主としております。また、発行会社のニーズに応じ、ゼロクーポン無担保社債を額面100%（パー）で取得買取することをはじめ、短期の資金需要に対応した資金調達手段も提供しております。同社の手法は、発行会社の経営の自由度を確保する観点から、将来の証券及び株式発行を制限せず、今後の資金調達に係る優先交渉権及び先買権を付さない設計を特徴としております。また、スワップにより保有実態を不透明化する手段を用いない方針とされております。EVO FUNDには、こうした設計及び方針を独自の標準として他社に先駆けて確立し、25年以上にわたり日本株への投資を継続してきた実績があります。グループとしては、上場企業70社超に対する第三者割当案件として150件超、累計調達金額約1.4兆円（注1）に上り、2023年以降、国内第三者割当リーグテーブルにおいて毎年第1位を獲得しております（注2）。

（注1）EJSが当初想定調達金額を元に算出しております。

（注2）出所：EJS

（3）割当予定先の保有方針及び行使制限措置

割当予定先は、純投資を目的としており、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式を原則として長期間保有する意思を有しておらず、出資者に対する運用責任を遂行する立場から、保有先の株価推移により適宜判断の上、本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式を、基本的に市場内で売却しますが、売却時は常にマーケットへの影響を勘案する方針である旨を、口頭にて確認しております。

また、当社と割当予定先は、下記の内容を含む本買取契約を締結します。

（ア）当社は、取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項、同施行規則第436条第1項から第5項までの定めに基づき、原則として、単一暦月中に割当予定先が本新

ご注意：この文書は、当社の新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

株予約権を行使することにより取得される株式数が、他の MSCB 等の転換等により交付される株式数とあわせて、本新株予約権の払込日時点における上場株式数の 10% を超える場合には、当社は制限超過行使を行わせないこと。

- (イ) 割当予定先は、所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使に該当する本新株予約権の行使を行わないことに同意し、本新株予約権の行使に当たっては、あらかじめ当社に対し、当該本新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行うこと。
- (ウ) 割当予定先は、本新株予約権を譲渡する場合、あらかじめ譲渡先となる者に対して、当社との間で制限超過行使に係る義務を負うことを約束させ、また譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の義務を承継すべき旨を約束させること。
- (エ) 前号に従い本新株予約権が譲渡された場合、当社は当該譲渡先との間でも上記各号と同様の内容を約し、当該譲渡先がさらに他の第三者に譲渡する場合も同様の内容を約するものとする。

さらに、割当予定先が本新株予約権を譲渡する場合には、当社取締役会の決議による承認を要します。また、当社は、譲受先の本人確認、反社会的勢力でないことの確認、払込みに要する資金等の状況の確認、及び譲受先の保有方針の確認を行います。また、譲渡が行われた場合、当社は当該事実を開示いたします。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

割当予定先の保有財産の裏付けとなる複数のプライム・ブローカー及び金融機関の 2026 年 6 月 30 日時点における現金・有価証券等の資産から借入等の負債を控除した純資産の残高報告書を確認しており、払込期日において本新株予約権及び本社債の払込金額（発行価額）の総額の払込みに要する資金は充分であると判断しております。

なお、本新株予約権の行使に当たっては、割当予定先は、基本的に新株予約権の行使を行い、行使により取得した株式を売却することにより資金を回収するという行為を繰り返して行うことが予定されているため、一時に大量の資金が必要になることはないこと、また、各本新株予約権の行使時期は重ならない想定であることから、割当予定先は本新株予約権の行使に当たっても十分な資金を有していると判断しております。

また、割当予定先は、現在、当社以外にも複数社の新株予約権を引き受けているものの、上記のとおり、行使及び売却を繰り返して行うことが予定されているため、一時点において必要となる資金は多額ではなく、それらを合算した金額を割当予定先の純資産残高から控除した上でなお、本新株予約権の払込金額（発行価額）の総額の払込み及び本新株予約権の行使に要する資金としては充分であると判断しております。

(5) 株券貸借に関する契約

本新株予約権の発行に伴い、割当予定先は、当社代表取締役社長である江島清及び取締役である飯塚健蔵と株券貸借契約を締結する予定です（江島清との株券貸借契約 貸借株数上限：415,000 株、貸株期間：2026 年 7 月 23 日～2028 年 8 月 18 日、貸株利率：0.0%、担保：無し、飯塚健蔵との株券貸借契約 貸借株数上限：85,000 株、貸株期間：2026 年 7 月 23 日～2028 年 8 月 18 日、貸株利率：0.0%、担保：無し）。

ご注意：この文書は、当社の新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

7. 大株主及び持株比率

割当前 (2026 年 3 月 31 日現在)	
江島 清	6.32%
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNY GCM CLIENT ACCOUNTS M LSCB RD (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	3.46%
日本ケミファ株式会社	3.27%
宮崎 大貴	2.72%
楽天証券株式会社	2.09%
宮崎 羅貴	1.97%
モルガン・スタンレーMUFJ証券株式会社	1.63%
MACQUARIE BANK LIMITED DBU AC (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店)	1.33%
白川 貴教	1.25%
三洋化成工業株式会社	1.14%

- (注) 1. 持株比率は2026年3月31日現在の株主名簿上の株式数によって算出しております。
2. 上記の割合は、小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。
3. 割当予定先による本新株予約権の保有目的は純投資であり、割当予定先は、取得した当社普通株式を売却する方針であるとのことです。したがって、割当予定先による本新株予約権行使後の当社普通株式の長期保有は約されておりませんので、募集後の「大株主及び持株比率」は記載しておりません。

8. 今後の見通し

当社は、本資金調達が当社の中長期的な企業価値及び株主価値の向上に資するものと考えておりますが、これによる2027年3月期の業績に与える影響は軽微です。なお、別途開示すべき事項が発生した場合には速やかにお知らせいたします。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本資金調達により、希薄化率が25%以上となることから、取引所の定める有価証券上場規程第432条に基づき、①経営者から一定程度独立した者による当該割当ての必要性及び相当性に関する意見の入手又は②当該割当てに係る株主総会決議等による株主の意思確認手続きのいずれかが必要となります。当社は、本資金調達について、直ちに大規模な株式の希薄化をもたらすものではないこと、また現在の当社の財務状況及び迅速に本資金調達を実施する必要があることに鑑みると、本資金調達に係る株主総会決議による株主の意思確認の手続きを経る場合には、臨時株主総会決議を経るまでにおよそ2ヶ月程度の日数を要すること、また、臨時株主総会の開催に伴う費用についても、相応のコストを伴うことから、総合的に勘案した結果、経営者から一定程度独立した者として、当社と利害関係のない当社社外取締役である会計士の岸井幸生氏、小南欽一郎氏及び弁護士の谷口明史氏（北浜法律事務所・外国法共同事業）の3名によって構成される第三者委員会による本資金調達の必要性及び相当性に関する意見を入手することといたしました。このため、上記「5. 発行条件等の合理性（2）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠」に記載する本第三者委員会を設置し、本資金調達の必要性及び相当性に関する客観的な意見を求め、以下の内容の意見書を2026年7月21日に入手しております。なお、本第三者委員会の意見の概要は以下のとおりです。

（本第三者委員会の意見の概要）

第1 結論

当委員会は、本資金調達について、必要性及び相当性が認められると思料します。

第2 理由

1 必要性

当社によれば、本資金調達の必要性は以下のとおりです。

当社の開発パイプラインは、DFP-10917+VENの併用、DFP-10917、DFP-14323、DFP-14927、DFP-17729及びDFP-11207が臨床試験段階にあり、DFP-10825は次臨床試験に向けた準備の検討を進め

ご注意：この文書は、当社の新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

ております。日本国内や米国、欧州及びアジア等の各地域での提携パートナーとライセンス契約を締結し、それぞれの地域において承認を取得していく予定です。

現在、当社のパイプラインであるDFP-10917+VENの併用は、VENの治療前歴（1回）のある急性骨髄性白血病（AML）の患者を対象に、米国においてDFP-10917とVENとの併用療法の臨床第1/2相試験が許可され、2025年2月に第1相試験の忍容性がデータ評価委員会（DMC）で承認され第2相部分第1段階に移行し、2025年8月に第2段階へ進み、2025年12月には、第2相試験の目標症例登録が完了いたしました。効果判定に必要な一定期間のフォローアップ後、データモニタリング委員会（DMC）で有効性と安全性を判定し、米国食品医薬品局（FDA）の第2相終了時相談を実施し、臨床第3相試験の準備を開始する予定です。従って、第1/2相試験のフォローアップ費用、第3相試験の費用が必要ですが、第11回新株予約権の調達額未充当残高は5月時点で141百万円であるため、第11回新株予約権の行使が想定どおりに進まず、取得・消却を行うことを踏まえ、2026年12月から2028年7月までの治験研究費として、現状の資金状況を鑑み資金確保が必要と判断しました。

DFP-14323は、医薬品として承認・販売されているウベニメクスの適応追加を目的とした開発品で、ウベニメクスの抗腫瘍免疫能の活性化作用と癌幹細胞の抑制作用に着目し、常量よりも低い用量で単剤又は抗がん剤及び分子標的治療薬等との併用により、がん患者の免疫機能を改善し、末期又は高齢の肺がん等患者の治療が期待できることが特徴です。これまで日本国内における臨床第3相試験（大規模比較試験）の症例登録を、全国の主要基幹病院約30施設において進めております。そのため治験研究費に向けた関連費用等として、主に被験者の治療関連費用、医療施設への追加の研究費、委託会社への追加の治験委託費等を賄うための研究開発費に充当する方針であり、DFP-14323の臨床第3相試験への追加投資を行うものであります。臨床第3相試験は長期間継続を伴うため試験研究費及び治験委託費等が必要となり、第10回新株予約権での調達残高を先行して充当してまいります。第10回新株予約権の調達額未充当残高は5月時点で262百万円であり、現在の試験費用として、2027年1月頃に全て充当される予定となり使用期間を変更いたしました。また、試験継続をするために資金の確保をする必要性から、2028年5月までの治験研究費として、現状の資金状況を鑑み追加の資金確保が必要と判断しました。

DFP-11207は、抗がん作用を有する5-フルオロウラシル（5-FU）の作用と薬物動態をコントロールする3つのモジュール化された活性物質（モジュールⅠ、Ⅱ、Ⅲ）をアセンブリ（結合）した化合物であり、既存の5-FU系抗がん剤と比較して、有効性と安全性のバランスを改善していることが特徴です。それにより、がん患者の生存期間の延長やQOL（Quality of Life：生活の質）の改善に寄与することが期待されます。

日本において、一般社団法人日本肝胆膵オンコロジーネットワーク（代表理事・理事長：古瀬純司）と共同でDFP-11207（経口剤）について、胆道がんに対する医師主導治験（臨床第1/2相試験）を主要基幹病院3施設で開始しております。そのため治験研究費に向けた費用等として、主に被験者の治療関連費用、委託会社への治験委託費等を賄うための研究開発費に充当する方針であり、DFP-11207の医師主導治験（臨床第1/2相試験）への追加投資を行うものであります。医師主導治験を継続に行うため、試験研究費及び治験委託費等が必要であり、第7回新株予約権での調達残高を先行して充当してまいります。第7回新株予約権の調達額未充当残高は5月時点で134百万円であるため、2029年3月期までの治験研究費として、現状の資金状況を鑑み追加の資金確保が必要と判断しました。

また、当社によれば、本資金調達により調達した資金は、以下に記載のとおり充当することを予定されています。

① 本社債の償還

当社は2026年7月22日発行決議、同年7月23日発行予定の本社債（発行価額：150百万円、償還期日：2028年8月10日、利率：年率0.0%、割当先：EVO FUND）を2026年8月から2028年8月の間に、本新株予約権が行使された都度、繰上償還いたします。なお、本社債は、DFP-10917+VEN併用の臨床第1/2相試験の研究開発費及び第3相試験の研究開発費の一部に充当することを目的とし、本新株予約権の発行決議と同時に決議を行い、本新株予約権の行使に先立って発行されるものです。

② DFP-10917+VEN併用の臨床第1/2相試験の研究開発費及び第3相試験の研究開発費

DFP-10917+VENの併用は、VENの治療前歴（1回）のある急性骨髄性白血病（AML）の患者を対象に、米国においてDFP-10917とVENとの併用療法の臨床第1/2相試験が許可され、2024年9月に症例登録が開始されました。また、2025年2月に第1相試験の忍容性がデータ評価委員会（DMC）

ご注意：この文書は、当社の新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

で承認され第2相部分第1段階に移行し、2025年8月に第2段階へ進み、2025年12月には、第2相試験の目標症例登録が完了いたしました。効果判定に必要な一定期間のフォローアップ後、データ評価委員会（DMC）で有効性と安全性を判定し、米国食品医薬品局（FDA）の第2相終了時相談を実施し、臨床第3相試験の準備を開始する予定です。そのため治験研究費に向けた関連費用等として、主に被験者の治療関連費用、医療施設への追加の研究費、委託会社への追加の治験委託費等を賄うための研究開発費に充当する方針であり、DFP-10917+VENの臨床第1/2相試験への追加投資及び臨床第3相試験への新規投資を行うものです。なお、第11回新株予約権の調達残高を先行して充当してまいります。

③ DFP-14323の臨床第3相試験の研究開発費

DFP-14323は、医薬品として承認・販売されているウベニメクスの適応追加を目的とした開発品で、ウベニメクスの抗腫瘍免疫能の活性化作用と癌幹細胞の抑制作用に着目し、常量よりも低い用量で単剤又は抗がん剤及び分子標的治療薬等との併用により、がん患者の免疫機能を改善し、末期又は高齢の肺がん等患者の治療が期待できることが特徴です。

これまで日本国内における臨床第3相試験（大規模比較試験）の症例登録を、全国の主要基幹病院約30施設において進めております。そのため治験研究費に向けた関連費用等として、主に被験者の治療関連費用、医療施設への追加の研究費、委託会社への追加の治験委託費等を賄うための研究開発費に充当する方針であり、DFP-14323の臨床第3相試験への追加投資を行うものであります。なお、第10回新株予約権の調達残高を先行して充当してまいります。

④ DFP-11207の胆道がんに対する医師主導治験の研究開発費

DFP-11207は、抗がん作用を有する5-フルオロウラシル（5-FU）を徐放・阻害・失活させて薬物動態をコントロールする3つのモジュール化された活性物質（モジュールⅠ、Ⅱ、Ⅲ）をアセンブリ（結合）した化合物であり、既存の5-FU系抗がん剤と比較して、有効性と安全性のバランスを改善していることが特徴です。それにより、がん患者の生存期間の延長やQOL（Quality Of Life：生活の質）の改善に寄与することが期待されます。

日本において、一般社団法人 日本肝胆膵オンコロジーネットワーク（代表理事・理事長：古瀬 純司）と共同でDFP-11207（経口剤）について、胆道がんに対する医師主導治験（臨床第1/2相試験）を主要基幹病院3施設で開始しております。そのため治験研究費に向けた費用等として、主に被験者の治療関連費用、委託会社への治験委託費等を賄うための研究開発費に充当する方針であり、DFP-11207の医師主導治験（臨床第1/2相試験）への追加投資を行うものであります。なお、第7回新株予約権の調達残高を先行して充当してまいります。

⑤ その他パイプラインの研究開発費、開発体制・管理体制の関連費用（報酬・人件費等）及び特許関連費用（登録・年金）等

当社は、研究開発のマネジメント業務に特化し、委託会社を有効活用することにより、小規模な組織で効率的な運営を行っている創薬ベンチャー企業であり、本新株予約権による調達資金の一部は、その他パイプラインのクロージングに伴う費用として、治験終了に伴い各医療施設の終了関連費用やCSR（総括報告書）をまとめるためにメディカル・ライティング業者に作成依頼費用等に30百万円程度を充当する予定であります。また、2025年3月期から2026年3月期までは一部のパイプラインで患者のフォローアップ、中間解析データの集計と解析作業を実施していたため、開発人員及び管理人員の採用を控えておりましたが、今後、開発品のステージの変更・増加や進展、製造工程等が見込まれるため、現状の研究開発人員7名体制から1名（15百万円程度充当予定）、医薬品の開発・製造・品質管理人員1名（15百万円程度充当予定）をそれぞれ増員するとともに、海外の専門的な委託先業者を1社程度（10百万円程度充当予定）増やすなど、開発体制の強化を図っていく方針であります。更に内部管理体制の強化を進めることで、経営の健全性、透明性及び効率性が確保された体制の整備を進めることが重要と考えております。今後、製造工程等が見込まれるため、現状の6名体制から国内外のインボイス業務人員など若干名増員（10百万円程度充当予定）し、管理体制の強化を図っていく方針です。また、特許関連費用は、製剤等の保管費用（2百万円程度充当予定）のほか、毎年一定の費用（40百万円程度充当予定）が発生しており、現在、申請している国の特許が許諾された場合、追加で費用が必要となり、第11回新株予約権で調達できなかったことから、今回の本新株予約権による調達資金で賄います。これは、当社事業が安定的かつ永続的な発展を果すために不可欠な事業拡大のための基盤とコーポレート・ガバナンスの強化へ向けた追加投資を行うものです。

以上、合計約12.4億円の資金調達を必要とする当社の説明は、取締役会等で報告されている当社の実情に相違なく、また、それぞれの資金使途は、いずれもパイプラインの研究開発費又は研

ご注意：この文書は、当社の新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

究開発を行うための体制強化の関連費用であり、独自のモジュール創薬や豊富な開発ノウハウといった当社の競争優位性を維持・促進するための必要な投資と認められるため、当委員会において特に異論はございません。したがって本資金調達必要性は認められると考えます。

2 相当性

(1) 他の資金調達手段との比較

当社が本資金調達を選択するに際して検討した他の資金調達方法は以下のとおりです。

① 公募増資

株式の公募増資は、資金調達が当初から実現するものの、同時に1株当たり利益の希薄化を一度に引き起こすため、株価への影響が大きいと考え、今回の資金調達方法としては適切でないと判断しました。また、公募増資の場合には検討や準備等にかかる時間も長く、公募増資を実施できるかどうかその時点での株価動向や市場全体の動向に大きく左右され、一度実施のタイミングを逃すと決算発表や有価証券報告書の提出期限との関係で最低でも数ヶ月程度は後ろ倒しになることから柔軟性が低く、資金調達の機動性という観点からは本資金調達の方がメリットは大きいと考えております。

② 株主割当増資

株主割当増資では、既存株主持分の希薄化懸念は払拭されますが、調達額が割当先である既存株主の参加率に左右されることから、当社の資金需要の額に応じた資金調達が困難であるため、今回の資金調達方法としては適切でないと判断いたしました。

③ 新株式発行による第三者割当増資

第三者割当による新株式発行は、即時の資金調達の有効な手法となりえますが、公募増資と同様、発行と同時に1株当たり利益の希薄化を一度に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えます。また、調達額は発行時の一時的な株価動向に左右され、市場動向に応じた機動的かつ柔軟な資金調達をすることが出来ません。そのため、今回の資金調達手法としては適当でないと判断いたしました。

④ MSCB

株価に連動して行使価額が修正される転換社債型新株予約権付社債（いわゆるMSCB）の発行条件及び行使条件は多様化していますが、一般的には、転換により交付される株数が転換価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了までに転換により交付される株式総数が確定せず、転換価額の下方向修正がなされた場合には潜在株式数が増加するため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられることから今回の資金調達方法としては適当でないと判断いたしました。

⑤ 新株予約権無償割当による増資（ライツ・オファリング）

いわゆるライツ・オファリングには、金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・オファリングと、そのような契約を締結せず、新株予約権の行使が株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・オファリングがありますが、コミットメント型ライツ・オファリングについては、引受手数料等のコストが増大することが予想されます。また、ノンコミットメント型ライツ・オファリングについては、上記②の株主割当増資と同様に、調達額が割当先である既存株主又は市場で新株予約権を取得した者による新株予約権の行使率に左右されることから、当社の資金需要の額に応じた資金調達が確実ではないため、また、ノンコミットメント型ライツ・オファリングについては、現在の当社の利益水準を考慮すると上場要件も満たさないことは明白なため、今回は具体的に検討しないことといたしました。

⑥ 社債又は借入れによる資金調達

低金利環境が継続する中、負債調達における調達環境は良好であるものの、社債又は借入れのみによる資金調達では、調達金額が全額負債として計上されるため、財務健全性が低下する可能性があるところ、当社の事業特性、財務状況及び資金使途も勘案し、資本性調達が最適であるとの結論に至りました。また、今後の事業戦略推進において、機動性の高い有利子負債調達余力を残す観点からも、負債性の資金調達は今回の資金調達方法としては適当でないと判断いたしました。なお、当社は、本新株予約権に加えて本社債を発行するものの、本新株予約権の行使により調達した資金を本社債への償還金として優先的に充当する予定であることから、本社債の発行手取金は本新株予約権の行使による資金調達までのつなぎ資金の性質を有しております。

以上の当社の判断について、当委員会としては、本社債により当面のつなぎ資金を得ることができること、本新株予約権により市場動向に応じた柔軟かつ機動的な資金調達が可能であることから、合理性があると考えます。

ご注意：この文書は、当社の新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

（２）割当先について

割当予定先であるEVO FUNDは、2001年に設立されたEVOLUTIONの中核となる投資ファンドです。その国内代理人であるEJSは、東京都千代田区のニューオータニガーデンコートに専門チームを設置し、資金調達のアレンジメント業務、案件の執行及び発行後の運用管理を担っております。EVO FUNDは、取締役の派遣等による経営関与を行わない純投資を基本としており、国内の上場企業に対する新株予約権の第三者割当において、参照株価に対するディスカウントを設けない新株予約権（EVO-ZERO®）による投資を主としております。また、発行会社のニーズに応じ、ゼロクーポン無担保社債を額面100%（パー）で取得買取することをはじめ、短期の資金需要に対応した資金調達手段も提供しております。同社の手法は、発行会社の経営の自由度を確保する観点から、将来の証券及び株式発行を制限せず、今後の資金調達に係る優先交渉権及び先買権を付さない設計を特徴としております。また、スワップにより保有実態を不透明化する手段を用いない方針とされております。EVO FUNDには、こうした設計及び方針を独自の標準として他社に先駆けて確立し、25年以上にわたり日本株への投資を継続してきた実績があります。グループとしては、上場企業70社超に対する第三者割当案件として150件超、累計調達金額約1.4兆円に上り、2023年以降、国内第三者割当リーグテーブルにおいて毎年第1位を獲得しております。

以上のような割当予定先について、当社は、EJSにより紹介された割当予定先並びに間接にその100%を出資しており、かつ役員であるマイケル・ラーチ氏、及び割当予定先の役員であるリチャード・チゾム氏について、反社会的勢力等と何らかの関係を有していないか、過去の新聞記事やWEB等のメディア掲載情報を検索することにより、割当予定先が反社会的勢力でない旨を確認し、割当予定先からは、反社会的勢力との間において一切関係ない旨の誓約書の提出を受けているとのことです。また、当社は、さらに慎重を期すため、企業調査、信用調査を始めとする各種調査を専門とする第三者調査機関である株式会社東京エス・アール・シー（東京都目黒区上目黒4-26-4 代表取締役 中村勝彦）に割当予定先並びに間接にその100%を出資しており、かつ役員であるマイケル・ラーチ氏、及び割当予定先の役員であるリチャード・チゾム氏について調査を依頼しました。そして、同社の保有するデータベースとの照合等による調査を行った結果、2026年7月10日において、当該割当予定先、その出資者及び役員に関する反社会的勢力等の関与事実がない旨の報告書を受領したとのことです。以上から総合的に判断し、当社は割当予定先、その出資者及び役員については、反社会的勢力との関係がないものと判断し、反社会的勢力との関係がないことを示す確認書を取引所に提出されています。

さらに、当社は、割当予定先の保有財産の裏付けとなる複数のプライム・ブローカー及び金融機関の2026年6月30日時点における現金・有価証券等の資産から借入等の負債を控除した純資産の残高報告書を確認しており、払込期日において本新株予約権及び本社債の払込金額（発行価額）の総額の払込みに要する資金は充分であると判断されています。なお、本新株予約権の行使に当たっては、割当予定先は、基本的に新株予約権の行使を行い、行使により取得した株式を売却することにより資金を回収するという行為を繰り返して行うことが予定されているため、一時に大量の資金が必要になることはないこと、また、各本新株予約権の行使時期は重ならない想定であることから、割当予定先は本新株予約権の行使に当たっても十分な資金を有していると判断されています。また、割当予定先は、現在、当社以外にも複数社の新株予約権を引き受けているものの、上記のとおり、行使及び売却を繰り返して行うことが予定されているため、一時点において必要となる資金は多額ではなく、それらを合算した金額を割当予定先の純資産残高から控除した上でなお、本新株予約権の払込金額（発行価額）の総額の払込み及び本新株予約権の行使に要する資金としては充分であると判断されています。

以上のプロセスがとられたことを前提として、当委員会としては、割当予定先は当社の契約相手方としての資質に問題はなく、また、本資金調達の目的達成においても問題はないと判断できることから、割当予定先の相当性に問題ないと考えます。

（３）発行条件について

当委員会は、発行条件に関し、当社と割当予定先との間で2026年7月22日付締結予定のD e l t a - F l y P h a r m a 株式会社第12回新株予約権買取契約証書及びD e l t a - F l y P h a r m a 株式会社第3回無担保普通社債（少数私募）買取契約証書の各ドラフトを検討し、当社から、適切に交渉プロセスが行われている旨を確認しました。

また、発行価額について、当委員会は、当社が本新株予約権の評価額の算出を依頼した第三者評価機関たる株式会社赤坂国際会計が作成した評価報告書を検討しました。

ご注意：この文書は、当社の新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

以上のプロセスを経たうえで、当委員会は、上記各契約において本資金調達の目的達成との関係で不合理な制限がなく、また、価格の妥当性を確認できることから、本新株予約権の発行条件について相当であると考えます。

（４）希薄化について

全ての本新株予約権が行使された場合に発行される当社の普通株式の数は10,000,000株（当該株式に係る議決権数は100,000個）であり、2026年3月31日現在における当社の発行済株式総数13,175,000株（当該株式に係る議決権数は131,679個）を分母とする希薄化率は75.90%（議決権数に係る希薄化率は75.94%）となります。なお、本日の発行決議に先立つ6ヶ月以内に発行された第三者割当による第11回新株予約権の行使により発行された当社普通株式を合算した総株式数①2,145,100株（議決権数②21,451個）（2026年6月末日時点）に、本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数10,000,000株（議決権数100,000個）を加算した総株式数は12,145,100株（議決権数121,451個）となり、これに係る希薄化率は、2026年3月31日現在の当社発行済株式総数13,175,000株から上記①のうち2026年3月31日現在までに行使された第11回新株予約権により交付された株式1,015,100株を差し引いた発行済株式総数12,159,900株及び2026年3月31日現在の議決権数131,679個から上記②のうち2026年3月31日現在までに行使された第11回新株予約権により交付された株式にかかる議決権数10,151個を差し引いた議決権数121,528個を分母とした場合、99.88%（議決権ベースの希薄化率は99.94%）に相当します。

このように、本新株予約権の発行により相当程度の希薄化が生じることになりますが、上記のとおり本資金調達による資金調達の必要性があること、とりわけ、今般の資金調達により、想定どおり進んでいない既存の新株予約権の行使による資金調達の不足分を補い、今後のさらなる事業拡大につなげることができること、本新株予約権には、当社の判断により、残存する新株予約権を取得できる旨の取得事由が定められているため、将来何らかの事由により資金調達の必要性が低下した場合又は本新株予約権より有利な資金調達方法が利用可能となった場合に、必要以上の発行株式数の増加が進行しないように配慮されていること、上記のとおり本資金調達による資金調達方法は、他の資金調達方法に比して合理性が認められることから、当社の一般株主にとって、希薄化による不利益を上回る利益をもたらすと評価できるものであり、中長期的な視点で見れば、既存株主の利益にも資するものと考えます。

したがって、当社の一般株主が本資金調達によって希薄化という不利益を被ることを考慮してもなお、本資金調達の相当性は認められるものと思料します。

以上のとおり、本第三者委員会からは、本資金調達につき、必要性及び相当性が認められるとの意見が得られております。そして本日開催の取締役会において、本第三者委員会の上記意見を踏まえた結果、既存株主への影響を勘案しましても、本新株予約権の発行数量並びに株式の希薄化の規模は、合理的であると判断いたしました。

ご注意：この文書は、当社の新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

最近3年間の業績（単体）（単位：千円。特記しているものを除きます。）

決算期	2024年3月	2025年3月	2026年3月
事業収益	-	-	-
営業損失（△）	△1,403,464	△1,708,224	△1,605,088
経常損失（△）	△1,426,891	△1,718,662	△1,623,446
当期純損失（△）	△1,429,393	△1,721,164	△1,625,948
1株当たり当期純損失（△）（円）	△198.78	△195.58	△195.58
1株当たり配当額（円）	-	-	-
1株当たり純資産額（円）	149.69	28.36	2.35

（1）現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（2026年5月31日現在）

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	14,225,000株	100.00%
現時点の行使価額における潜在株式数	575,000株	4.04%
下限値の行使価額における潜在株式数	-	-
上限値の行使価額における潜在株式数	-	-

（注） 上記潜在株式数は、ストック・オプションとして発行した新株予約権によるものであります。なお、2026年7月31日付で、当該時点で残存する第9回新株予約権（6月末日時点における残存個数：5,000個）及び第11回新株予約権（6月末日時点における残存個数：8,549個）の全てを消却するため、第9回新株予約権及び第11回新株予約権の行使による潜在株式数は含んでおりません。

（2）最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	2024年3月期	2025年3月期	2026年3月期
始値	1,330円	850円	570円
高値	1,825円	856円	793円
安値	762円	445円	192円
終値	842円	575円	195円

（注） 各株価は、東京証券取引所グロース市場におけるものであります。

② 最近6か月間の状況

	2026年 2月	3月	4月	5月	6月	7月
始値	230円	248円	198円	193円	158円	127円
高値	264円	251円	221円	208円	158円	138円
安値	213円	192円	184円	154円	116円	122円
終値	254円	195円	194円	159円	129円	127円

（注） 1. 各株価は、東京証券取引所グロース市場におけるものであります。

2. 2026年7月の状況につきましては、2026年7月21日現在で表示しております。

③ 発行決議日前営業日における株価

	2026年7月21日
始値	123円
高値	127円
安値	123円
終値	127円

ご注意：この文書は、当社の新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

(3) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

・第三者割当増資による第7回新株予約権の発行

払 込 期 日	2023年11月10日
発行新株予約権数	10,800個
発行価額	総額 3,715,200 円 (第7回新株予約権1個当たり 344 円)
発行時における 調達予定資金の額 (差引手取概算額)	810,475,200 円 (差引手取概算額 : 800,775,200 円) (内訳) 新株予約権発行による調達額 : 3,715,200 円 新株予約権行使による調達額 : 806,760,000 円
行使期間	2023年11月13日から2025年11月12日まで
割 当 先	マッコーリー・バンク・リミテッド
募集時における発行済 株 式 数	6,544,600 株
当該募集による 潜 在 株 式 数	1,080,000 株 (新株予約権1個につき100株)
現時点における 行 使 状 況	第7回新株予約権 1,080,000 株 (残新株予約権数0個)
現時点における 調達した資金の額	947 百万円
変更後の資金使途	① 2023年11月～2026年11月までに DFP-17729 の臨床第1/2相試験及び次臨床試験の研究開発費 (650 百万円) ② 2024年4月～2028年3月期までに DFP-11207 の胆道がんに対する医師主導治験の研究開発費 (180 百万円) ③ 2023年11月～2025年3月期までに DFP-14927 の臨床第1相試験及び次臨床試験の研究開発費 (150 百万円) ④ 2023年11月～2025年4月までに DFP-10917 の臨床第3相試験の研究開発費及び承認申請関連費用 (270 百万円) ⑤ 2023年11月～2025年3月期までに開発体制・管理体制の強化 (報酬・人件費) 及び特許関連費用等 (経費) (193 百万円)
現時点における 充 当 状 況 (2026年5月末日現在)	① DFP-17729 の臨床第1/2相試験及び次臨床試験の研究開発費として、2026年5月時点で355百万円充当済みであります。 ② DFP-11207 の胆道がんに対する医師主導治験の研究開発費として、2026年5月時点で46百万円充当済みであります。 ③ DFP-14927 の臨床第1相試験及び次臨床試験の研究開発費として、2024年10月時点で全て充当済みであります。 ④ DFP-10917 の臨床第3相試験の研究開発費として、2024年10月時点で全て充当済みであります。 ⑤ また、開発体制・管理体制の強化 (人件費) 及び特許関連費用等は、2024年6月時点で全て充当済みであります。 なお、残りの429百万円については、DFP-17729 の次臨床試験の研究開発費 (上記①) に、DFP-11207 の胆道がんに対する医師主導治験の研究開発費 (上記②) に、随時、充当予定であります。

・第三者割当増資による株式の発行

払 込 期 日	2023年11月10日
発行新株式数	430,300 株
発行価額	1株につき1,162 円
資金調達の額 (差引手取概算額)	495,908,600 円
資本組入額の総額	250,004,300 円

ご注意：この文書は、当社の新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

割 当 先	日本ケミファ株式会社
資 金 使 途	上記第7回新株予約権と同じ
現 時 点 に お け る 充 当 状 況 (2026年5月末日現在)	上記第7回新株予約権と同じ

・第三者割当増資による第8回新株予約権及び第9回新株予約権の発行

払 込 期 日	2024年10月7日
発 行 新 株 予 約 権 数	20,000 個 第8回新株予約権 15,000 個 第9回新株予約権 5,000 個
発 行 価 額	総額 2,450,000 円 (第8回新株予約権 1 個当たり 86 円、第9回新株予約権 1 個当たり 232 円)
発 行 時 に お け る 調 達 予 定 資 金 の 額 (差引手取概算額)	1,217,950,000 円 (差引手取概算額 : 1,202,550,000 円) (内訳) 新株予約権発行による調達額 : 2,450,000 円 新株予約権行使による調達額 : 1,215,500,000 円
割 当 先	マッコーリー・バンク・リミテッド
募集時における発行済株 式 数	8,229,900 株
当 該 募 集 に よ る 潜 在 株 式 数	2,000,000 株 (新株予約権 1 個につき 100 株) 第8回新株予約権 1,500,000 株 第9回新株予約権 500,000 株
現 時 点 に お け る 行 使 状 況	第8回新株予約権 1,500,000 株 (残新株予約権数 0 個) 第9回新株予約権 0 株 (残新株予約権数 5,000 個) ※なお、第9回新株予約権については、いまだ行使がなされていないため、2026年7月22日開催の当社取締役会において、当該新株予約権の取得及び消却を決議いたしました。
現 時 点 に お け る 調 達 し た 資 金 の 額 (差引手取概算額)	750 百万円
変 更 後 の 資 金 使 途	① 2024年10月～2026年3月期までに DFP-10917+VEN 併用の臨床第1/2相試験の研究開発費 (375 百万円) ② 2024年10月～2026年3月期までに DFP-10917 の臨床第3相試験の研究開発費及び承認申請関連費用 (185 百万円) ③ 2024年10月～2025年12月までに DFP-14927 の臨床第1相拡大試験の研究開発費 (100 百万円) ④ 2024年11月～2025年12月までに開発体制・管理体制の強化 (報酬・人件費等) 及び特許関連費用等 (関連経費) (90 百万円)
現 時 点 に お け る 充 当 状 況 (2026年5月末日現在)	① DFP-10917+VEN 併用の臨床第1/2相試験の研究開発費として、2025年10月時点で全て充当済みであります。 ② DFP-10917 の臨床第3相試験の研究開発費として、2025年2月時点で全て充当済みであります。 ③ DFP-14927 の臨床第1相拡大試験の研究開発費として、2025年4月時点で全て充当済みであります。 ④ また、開発体制・管理体制の強化 (報酬・人件費) 及び特許関連費用等は、2025年9月時点で全額充当済みであります。

ご注意：この文書は、当社の新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

・第三者割当増資による第10回新株予約権の発行

払 込 期 日	2025年4月30日
発行新株予約権数	24,300個
発行価額	総額2,551,500円（第10回新株予約権1個当たり105円）
発行時における 調達予定資金の額 （差引手取概算額）	1,091,191,500円（差引手取概算額：1,071,191,500円） （内訳）新株予約権発行による調達額：2,551,500円 新株予約権行使による調達額：1,088,640,000円
行使期間	2025年5月1日から2027年4月30日まで
割 当 先	マッコーリー・バンク・リミテッド
募集時における発行済 株 式 数	9,729,900株
当該募集による 潜 在 株 式 数	2,430,000株（新株予約権1個につき100株）
現時点における 行 使 状 況	第10回新株予約権 2,430,000株 （残新株予約権数0個）
現時点における 調達した資金の額	1,157百万円
変更後の資金用途	① 2025年6月～2027年1月までにDFP-14323の臨床第3相試験の研究開発費（650百万円） ② 2026年12月～2029年12月までにDFP-17729の臨床第2/3相試験の研究開発費（250百万円） ③ 2025年4月～2025年12月までにDFP-10917の臨床第3相試験の研究開発関連費用（187百万円） ④ 2026年1月～2026年6月までに開発体制・管理体制の強化（報酬・人件費等）及び特許関連費用等（関連経費）（71百万円）
現時点における 充 当 状 況 （2026年5月末日現在）	① DFP-14323の臨床第3相試験の研究開発費として、2026年5月時点で388百万円充当済みであります。 ② DFP-17729の臨床第2/3相試験の研究開発費として、2026年5月時点で全額未充当であります。 ③ DFP-10917の臨床第3相試験の研究開発費として、2026年1月時点で全て充当済みであります。 ④ また、開発体制・管理体制の強化（報酬・人件費）及び特許関連費用等は、2026年5月時点で49百万円充当済みであります。 なお、残りの543百万円については、DFP-14323 臨床第3試験の研究開発費（上記①）に、DFP-17729の臨床第2/3相試験の研究開発費（上記②）に、また、開発体制・管理体制（報酬・人件費）及び特許関連費用等（経費）（上記④）に、随時、充当予定であります。

・第2回無担保社債（私募債）の発行

社 債 の 総 額	金250,000,000円
各 社 債 の 金 額	金12,500,000円
払 込 期 日	2025年4月30日
償 還 期 日	2027年4月30日
利 率	年利0.0%（ゼロクーポン）
発行価額	額面100円につき金100円
償 還 価 額	額面100円につき金100円

ご注意：この文書は、当社の新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

総 額 引 受 人	マッコーリー・バンク・リミテッド
資 金 使 途	上記第 10 回新株予約権と同じ
現 時 点 に お け る 充 当 状 況 (2026 年 5 月 末 日 現 在)	上記第 10 回新株予約権と同じ
償 還 状 況	第 10 回新株予約権の行使による払込代金により、2025 年 6 月 4 日を繰上償還日として、第 2 回無担保社債（私募債）は償還済みです。

・第三者割当増資による第 11 回新株予約権の発行

払 込 期 日	2026 年 2 月 2 日
発 行 新 株 予 約 権 数	30,000 個
発 行 価 額	総額 1,680,000 円（第 11 回新株予約権 1 個当たり 56 円）
発 行 時 に お け る 調 達 予 定 資 金 の 額 (差 引 手 取 概 算 額)	739,680,000 円（差引手取概算額：719,680,000 円） （内訳）新株予約権発行による調達額：1,680,000 円 新株予約権行使による調達額：738,000,000 円
行 使 期 間	2026 年 2 月 3 日から 2028 年 2 月 2 日まで
割 当 先	マッコーリー・バンク・リミテッド
募集時における発行済 株 式 数	12,159,900 株
当 該 募 集 に よ る 潜 在 株 式 数	3,000,000 株（新株予約権 1 個につき 100 株）
現 時 点 に お け る 行 使 状 況 (2026 年 6 月 末 日 現 在)	第 11 回新株予約権 2,145,100 株 （残新株予約権数 8,549 個） ※なお、2026 年 7 月 22 日開催の当社取締役会において、第 11 回新株予約権の取得及び消却を決議いたしました。
現 時 点 に お け る 調 達 し た 資 金 の 額 (差 引 手 取 概 算 額)	390 百万円
変 更 後 の 資 金 使 途	① 2026 年 2 月～2026 年 11 月までに DFP-10917+VEN 併用の臨床第 1 / 2 相試験の研究開発費及び第 3 相試験の研究開発費（247 百万円） ② 2026 年 2 月～2026 年 9 月までに DFP-10917 の臨床第 3 相試験の研究開発関連費用（100 百万円） ③ 2026 年 2 月～2026 年 12 月までに DFP-14927 の臨床第 1 相拡大試験の研究開発費（30 百万円） ④ 開発体制・管理体制の強化（報酬・人件費等）及び特許関連費用等（関連経費）（0 百万円）
現 時 点 に お け る 充 当 状 況 (2026 年 5 月 末 日 現 在)	① DFP-10917+VEN 併用の臨床第 1 / 2 相試験の研究開発費及び第 3 相試験の研究開発費として、2026 年 5 月時点で 106 百万円充当済みであります。 ② DFP-10917 の臨床第 3 相試験の研究開発関連費用として、2026 年 5 月時点で 96 百万円充当済みであります。 ③ DFP-14927 の臨床第 1 相拡大試験の研究開発費として、2026 年 5 月時点で 23 百万円充当済みであります。 ④ 開発体制・管理体制の強化（報酬・人件費等）及び特許関連費用等（関連経費）は、2026 年 5 月時点で全額未充当であります。

ご注意：この文書は、当社の新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

	なお、残りの 152 百万円については、DFP-10917+VEN 併用の臨床第 1 / 2 相試験の研究開発費及び第 3 相試験の研究開発費（上記①）に、DFP-10917 の臨床第 3 相試験の研究開発関連費用（上記②）に、DFP-14927 の臨床第 1 相拡大試験の研究開発費（上記③）に、随時、充当予定であります。
--	---

ご注意：この文書は、当社の新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

Delta-Fly Pharma 株式会社

第 12 回新株予約権発行要項

1. 新株予約権の名称 Delta-Fly Pharma 株式会社第 12 回新株予約権
(以下、「本新株予約権」という。)
2. 本新株予約権の払込金額の総額 金 1,400,000 円(本新株予約権 1 個あたり 14 円)
3. 申込期日 2026 年 8 月 7 日
4. 割当日及び払込期日 2026 年 8 月 7 日
5. 募集の方法 第三者割当の方法により、全ての本新株予約権を EVO FUND に割り当てる。
6. 新株予約権の目的である株式の種類及び数の算出方法
 - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。
 - (2) 本新株予約権の目的である株式の総数は 10,000,000 株（本新株予約権 1 個あたり 100 株（以下、「割当株式数」という。））とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後割当株式数} = \text{調整前割当株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

その他、目的となる株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で割当株式数を適宜調整するものとする。
7. 本新株予約権の総数 100,000 個
8. 各本新株予約権の払込金額 金 14 円
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
 - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額（以下に定義する。）に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより 1 円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。
 - (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付（当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分することをいう。以下同じ。）する場合における株式 1 株あたりの出資される財産の価額（以下、「行使価額」という。）は、当初 127 円とする。

10. 行使価額の修正

- (1) 行使価額は、割当日の 2 営業日（株式会社東京証券取引所（以下、「取引所」という。）

ご注意：この文書は、当社の新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

において売買立会が行われており、かつ東京において一般に銀行が営業を行っている日をいう。以下同じ。)後に初回の修正がなされ、以後1営業日が経過する毎に修正が行われる(以下、かかる修正が行われる日を、個別に又は総称して「修正日」という。)。本号に基づく修正が行われる場合、行使価額は、修正日に、当該修正日に先立つ3連続営業日(以下、「価格算定期間」という。)の各営業日(但し、終値が存在しない日を除く。)において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値のうちの最も低い値の100%に相当する金額(以下、「修正後行使価額」という。)に修正される。但し、かかる算出の結果、修正後行使価額が下限行使価額を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とする。また、いずれかの価格算定期間内の営業日において第11項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該価格算定期間内の各営業日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値は当該事由を勘案して調整される。

- (2) 本項第(1)号にかかわらず、①当社普通株式に係る株主確定日等の直前営業日(当日を含む。)から当該株主確定日等(当日を含む。)までの、株式会社証券保管振替機構の手続上の理由により本新株予約権の行使ができない期間(以下、「株主確定期間」という。但し、株式会社証券保管振替機構が当該期間を変更した場合は、変更後の期間とする。)及び②当該株主確定期間の末日の翌営業日においては、行使価額の修正は行わないものとし、その場合、次に行使価額の修正が行われるのは当該株主確定期間の末日の翌々営業日後(当日を含む。)の日とし、当該日以降、1営業日が経過する毎に、本項第(1)号に準じて行使価額は修正される。
- (3) 本項第(1)号及び第(2)号にかかわらず、本新株予約権の行使が、取引所の有価証券上場規程施行規則第436条第1項に定義する制限超過行使(以下、「制限超過行使」という。)に該当する場合であって、本項第(1)号及び第(2)号の計算によると当該行使に係る行使価額が2026年7月22日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値(本新株予約権の発行後に当社普通株式の分割、無償割当又は併合が行われた場合には公正かつ合理的な調整を行う。)(以下、「発行決議日終値」という。)を下回ることとなる場合、当該行使に係る行使価額は発行決議日終値と同額に修正される。
- (4) 本新株予約権の行使価額の下限(以下、「下限行使価額」という。)は、当初64円とする。下限行使価額は第11項の規定を準用して調整される。

11. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する

ご注意：この文書は、当社の新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合（但し、無償割当による場合、当社の発行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合、及び会社分割、株式交換、合併又は株式交付により当社普通株式を交付する場合又は当社の株式報酬制度に基づき当社の取締役その他の役員又は使用人に対し当社普通株式を新たに発行し、若しくは当社の保有する当社普通株式を処分する場合を除く。）、調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- ② 株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主（普通株主を除く。）に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。
- ③ 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合（無償割当の場合を含む。）又は本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合（無償割当の場合を含むが、当社のストックオプション制度に基づき新株予約権を発行する場合を除く。）、調整後行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の取得価額又は行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日）の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の

ご注意：この文書は、当社の新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
- ⑤ 本号①乃至③の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号①乃至③の定めにかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した本新株予約権に係る新株予約権者（以下、「本新株予約権者」という。）に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。
- (4) 行使価額調整式の計算については、次に定めるところによる。
- ① 0.1円未満の端数を四捨五入する。
- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額を適用する日（但し、本項第(2)号⑤の場合は基準日）に先立つ45営業日目に始まる30営業日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（当日付で終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

ご注意：この文書は、当社の新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

- ③ 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換又は株式交付のために行使価額の調整を必要とするとき。
- ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- ③ 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が第10項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な調整を行う。
- (7) 本項に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。但し、本項第(2)号⑤の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

1 2. 本新株予約権の行使期間

2026年8月10日から2028年8月10日までとする。

1 3. その他の本新株予約権の行使の条件

本新株予約権の一部行使はできない。

1 4. 新株予約権の取得事由

- (1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日から1ヶ月を経過した日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って、当社取締役会が定めた本新株予約権を取得する日（以下「取得日」という。）の2週間以上前に本新株予約権者又は本新株予約権者の関係会社に通知することにより（但し、通知が当該日の16時までに本新株予約権者又は本新株予約権者の関係会社に到達しなかった場合、かかる通知は翌営業日に行われたものとして取り扱われる。）、

ご注意：この文書は、当社の新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

本新株予約権1個当たりの払込金額と同額（対象となる本新株予約権の個数を乗じて1円未満の端数が生じたときはこれを四捨五入する。）で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部を取得する場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

- (2) 第12項で定める本新株予約権の行使期間の末日において本新株予約権が残存している場合には、当社は、当該末日に残存する本新株予約権の全てを本新株予約権1個当たりの払込金額と同額（対象となる本新株予約権の個数を乗じて1円未満の端数が生じたときはこれを四捨五入する。）で取得する。

15. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

16. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

17. 新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする場合は、第12項に定める行使期間中に第19項記載の行使請求受付場所に行行使請求に必要な事項を通知しなければならない。
- (2) 本新株予約権を行使請求しようとする場合は、前号の行使請求に必要な事項を通知し、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて第20項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第19項記載の行使請求受付場所に行行使請求に必要な事項が全て通知され、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額（行使請求に必要な事項の通知と同日付で第10項に定める行使価額の修正が行われる場合には、当該修正後の行使価額に基づき算定される金額とする。）が前号に定める口座に入金された日に発生する。

18. 株式の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

19. 行使請求受付場所 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

20. 払込取扱場所 株式会社みずほ銀行 築地支店

21. 新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本新株予約権及び本新株予約権に係る買取契約の諸条件を考慮して、一般的な価格算定モ

ご注意：この文書は、当社の新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

デルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を参考に、本新株予約権1個の払込金額を第8項記載のとおりとした。さらに、本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は第9項記載のとおりとする。

22. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受けるものとする。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従うものとする。

23. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋兜町7番1号

24. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

ご注意：この文書は、当社の新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。